

倉吉市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度—令和12年度)

鳥取県倉吉市

目 次

目 次	1
一 基本的な事項	1
（１）本市の概況	1
ア. 地勢や歴史、社会的諸条件の概要	1
イ. 本市における過疎の現状	3
ウ. 産業構造の変化、立地等を踏まえた過疎地域と市の方向性	3
（２）人口及び産業の推移と動向	3
（３）行財政の状況	6
（４）地域の持続的発展の基本方針	8
ア. 若者定住施策の推進	8
イ. 高齢化への対応	9
ウ. 都市と農山村の交流促進、交流・関係人口の拡大	9
エ. 地域住民の参画	9
（５）地域の持続的発展のための基本目標	10
ア. 人口の将来展望【人口】	10
イ. 地域資源を最大限に活かして躍動するまちづくり【産業振興】	10
ウ. 誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康福祉人権】	10
エ. 未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり【教育文化】	11
オ. 安全・安心なまちづくり【生活環境】	11
カ. 災害に強く、快適で潤いのあるまちづくり【都市基盤】	11
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	11
（７）計画期間	11
（８）公共施設等総合管理計画との整合	12
（９）他市町村との連携	12
二 実施すべき施策に関する事項	13
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
（１）現況と問題点	13
（２）対策	13
ア. I J Uターンの促進と伴走支援の充実	13
イ. 受入体制整備と定着支援	13
ウ. 戦略的な情報発信の強化	13
エ. 関係人口の拡大	13
（３）計画	13
（４）他市町村との連携	14
2 産業の振興	16
① 農畜水産業	16
（１）現況と問題点	16
（２）対策	16
ア. 農業生産基盤の維持・向上	16

イ.	多様な担い手の育成と確保.....	16
ウ.	良質な農畜水産物の安定供給と地域ブランドの開発.....	16
エ.	地元農産物の消費及び販売ルートの確保・拡大.....	16
オ.	遊休農地の発生防止及び解消.....	16
(3)	計画.....	17
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	19
②	林業.....	20
(1)	現況と問題点.....	20
(2)	対策.....	20
ア.	持続可能な森林管理の推進.....	20
イ.	林業の担い手育成と経営の安定化支援.....	20
ウ.	市民との協働による森林文化の醸成.....	20
(3)	計画.....	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	21
③	商工業.....	21
(1)	現況と問題点.....	21
(2)	対策.....	22
ア.	企業の経営基盤の強化・安定化に向けた支援.....	22
イ.	経済環境の変化への対応と生産性の向上.....	22
ウ.	地域の活性化.....	22
エ.	創業の促進に対する支援.....	22
オ.	事業承継の促進に対する支援.....	22
カ.	市内企業が求める人材育成支援.....	23
キ.	企業誘致の推進.....	23
ク.	市内企業の認知拡大と人材確保支援.....	23
ケ.	市内企業における働き方改革支援.....	23
(3)	計画.....	23
④	観光.....	24
(1)	現況と問題点.....	24
(2)	対策.....	25
ア.	地域資源を活かした観光コンテンツの充実.....	25
イ.	戦略的な情報発信とマーケティング強化.....	25
ウ.	関係団体等との連携による交流人口の拡大.....	25
エ.	質の高い「おもてなし」と受入環境の整備.....	25
(3)	計画.....	25
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	27
	<産業振興促進事項>.....	27
(1)	産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	27
(2)	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	27
	<他市町村との連携>.....	27
(1)	鳥取県中部定住自立圏.....	27

ア.	地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	27
イ.	企業誘致の推進	28
ウ.	広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	28
3	情報化	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	対策	29
(3)	計画	29
4	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	30
①	交通施設の整備	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	対策	30
ア.	主要道路の整備促進	30
イ.	安全な道路改良と維持管理	30
(3)	計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	31
②	公共交通ネットワークの再構築	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	対策	32
ア.	効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの再構築	32
イ.	公共交通と他分野との連携による交通空白地域の解消	32
ウ.	公共交通の利用促進の普及啓発	32
エ.	多様な観光ニーズに応じた二次交通の充実	32
オ.	利用環境の整備・充実	32
(3)	計画	33
5	生活環境の整備	34
①	水道	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	対策	34
ア.	水道水の安定供給	34
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	34
②	下水道	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	対策	34
ア.	生活排水の適正処理	34
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	34
③	廃棄物の減量と適正処理	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	対策	35
ア.	ごみの排出抑制と資源循環（4R）の推進	35
イ.	不法投棄対策の推進	35
ウ.	広域的な適正ごみ処理体制の確保と連携強化	35

(3) 計画	35
④ 交通安全・防犯	35
(1) 現況と問題点	35
(2) 対策	36
ア. 交通安全意識の向上	36
イ. 消費生活相談体制の強化	36
ウ. 消費者トラブルや特殊詐欺防止対策の強化	36
エ. 再犯のない地域社会づくり	36
(3) 計画	36
⑤ 消防・防災	37
(1) 現況と問題点	37
(2) 対策	37
ア. 災害リスクの周知及び早期避難の重要性の啓発	37
イ. 「自助」「共助」の重要性の普及啓発	37
ウ. 住民の主体的な防災活動の支援	37
エ. 避難行動要支援者対策の推進	37
オ. 緊急避難場所及び避難所の確保及び環境整備	38
カ. 国土強靱化及び流域治水の推進	38
(3) 計画	38
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	40
① 子育て環境の確保	40
(1) 現況と問題点	40
(2) 対策	40
ア. 切れ目のない子育て支援体制の構築	40
イ. 母子の健康づくり支援	40
ウ. 特別な支援や配慮を要する子どもや家庭への支援	40
エ. 仕事と家庭、子育ての両立支援	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
② 高齢者福祉の充実	42
(1) 現況と問題点	42
(2) 対策	42
ア. 高齢者への在宅生活支援体制の確立	42
イ. 高齢者の活躍を促す環境づくり	42
ウ. 高齢者の健康維持と介護予防の推進	42
エ. 高齢者を地域全体で支える体制の強化	42
オ. 介護保険制度の持続可能な運営	43
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
③ 障がい者（児）の福祉の充実	43
(1) 現況と問題点	43

(2)	対策	44
ア	福祉施設入所者の地域生活への移行支援	44
イ	地域生活支援拠点の機能の充実	44
ウ	相談支援体制の充実・強化	44
エ	障がい特性に応じた就労支援	44
(3)	計画	44
④	健康づくりの推進	44
(1)	現況と問題点	44
(2)	対策	45
ア	生活習慣病の改善	45
イ	生活習慣病の発生及び重症化予防	45
ウ	健康を支える社会環境の整備	45
エ	ライフステージに応じた健康づくり支援	45
(3)	計画	45
7	医療の確保	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	対策	47
ア	医療体制の充実	47
イ	医療保険制度の安定的な運用	47
(3)	計画	47
8	教育の振興	48
①	学校教育	48
(1)	現況と問題点	48
(2)	対策	48
ア	主体性を培い、創造性を養う学校教育の推進	48
イ	安心・安全な教育環境の充実	48
ウ	たくましく健やかな心と体づくりの推進	48
エ	ふるさとキャリア教育の推進と未来を創り出す人材の育成	49
(3)	計画	49
②	社会教育	49
(1)	現況と問題点	49
(2)	対策	50
ア	学習機会の提供と人材育成	50
イ	情報提供と連携協働の基点	50
ウ	学びやすい環境の整備	50
エ	持続可能な地域の拠点としてのコミュニティセンター（公民館）の機能強化	50
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	51
9	集落の整備	52
(1)	現況と問題点	52
(2)	対策	52

ア. 集落支援員の配置.....	52
イ. 買い物環境の確保.....	52
(3) 計画.....	52
10 地域文化の振興等.....	53
(1) 現況と問題点.....	53
(2) 対策.....	53
ア. 多様な文化芸術活動の振興と伝統文化の継承.....	53
イ. 観光資源とアートの融合.....	53
ウ. 文化施設などの活用促進.....	53
(3) 計画.....	53
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	54
11 脱炭素化の推進.....	55
(1) 現況と問題点.....	55
(2) 対策.....	55
ア. 公共施設の温室効果ガスの削減.....	55
イ. 脱炭素社会の実現に向けた地域モデルの構築.....	55
ウ. 気候変動や省エネルギー対策に対する意識の醸成.....	55
エ. 水環境・大気環境の保全.....	55
(3) 計画.....	56
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	56
① 旧山守小学校.....	56
(1) 現況と問題点.....	56
(2) 対策.....	56
ア. 官民連携による旧山守小学校の活用.....	56
(3) 計画.....	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	56
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）.....	57

一 基本的な事項

(1) 本市の概況

ア. 地勢や歴史、社会的諸条件の概要

本市は鳥取県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の鳥取市までは東に約 41 k m、県西部の中心都市米子市までは西に約 53 k m の距離にあり、北は北栄町と湯梨浜町、東は三朝町、西は琴浦町と江府町、南は岡山県真庭市にそれぞれ接しています。市域の総面積は 272.06 平方キロメートルあり、鳥取県全体の約 7.8% を占めています。また、旧関金町地区は本市の南部に位置し、南北方面に約 8 k m、東西方向に約 18 k m の横に細長い三角形の地形を有しています。総面積 97.65 平方キロメートルで、本市全体の約 35.9% を占めています。

また、本市には、岡山県と鳥取県の県境に位置する津黒山の鳥取県側を源とし県下三大河川の一つである天神川が、市の北東部を南北に、また日本百名山の一つである秀峰・大山の東山麓を源とする小鴨川が市南西部から北東部にかけて流下しているほか、市北東部にはこれらの河川に沿うように市街地が帯状に連なっています。

本市の気候は、気温年平均約 16.4℃、降水量年間約 2,056 mm（いずれも令和 6（2024）年）であり、全体的に雨も積雪量も少なく、四季を通じて過ごしやすい温暖な気候となっています。市内には国の重要伝統的建造物群保存地区として指定されている打吹玉川地区をはじめ、江戸時代末期から昭和初期までに建てられた家屋や土蔵が多く残り、その街並みは、往時の面影を残す懐かしいたたずまいをみせています。

また、旧関金町地区にある関金温泉は、約 1,300 年前に開かれた山陰屈指の古湯として知られ、江戸時代には宿場町、湯治場として栄えました。その無色透明無味無臭のお湯は、古くから「白金（しろがね）の湯」と呼ばれ、日本名湯百選にも選ばれています。

本市の歴史を辿ると、市西側に広がる丘陵地の東端には、日本の地方行政区分だった令制国の一つである「伯耆国」の国府、国分寺等の跡が残されており、古代の伯耆国の政治の拠点だったことがうかがえます。

また、鎌倉時代には小鴨氏により岩倉城が築城、室町時代には山名氏の守護所として、田内城、打吹城が築城されました。

山名氏衰退後は地元の国人南条氏の支配下に入り、本格的な城下町が形成され始めたといわれています。関ヶ原の戦いで南条氏は改易され、伯耆国は中村一忠が支配しましたが、江戸幕府の天領となり、安房国の里見忠義の配流を経て、鳥取藩へ組み込まれた後は、池田藩主の下、荒尾氏による自分手政治の地となり、打吹山麓に陣屋（倉吉陣屋）が置かれ、明治維新まで続きました。

本市は明治 22（1889）年に町制を施行し、その後周辺町村との合併により、昭和 28（1953）年に市制施行し、昭和 30（1955）年に灘手村と合併しました。

一方、旧関金町は伯耆国 6 郡 48 郷の一つ久米郡に属し、平安時代には、山守ノ郷といわれ、明治 22（1889）年 10 月 1 日から町村制が実施されてその区域も拡大し、久米郡の山守村・南谷村・矢送村となり、ついで明治 29（1896）年 4 月 1 日から久米郡は河村郡・八橋郡と併せて東伯郡に改められ、昭和 28（1953）年 4 月 1 日、町村合併促進法（昭和 28 年法律第 258 号）に基づいて町制を施行、町名は関金温泉の名にちなんで関金町として発足し、平成 17（2005）年 3 月 22 日には隣接する倉吉市に編入合併されました。

本市が豊かな自然と歴史、文化を育み、また、鳥取県中部圏域の中核都市としての役割を担

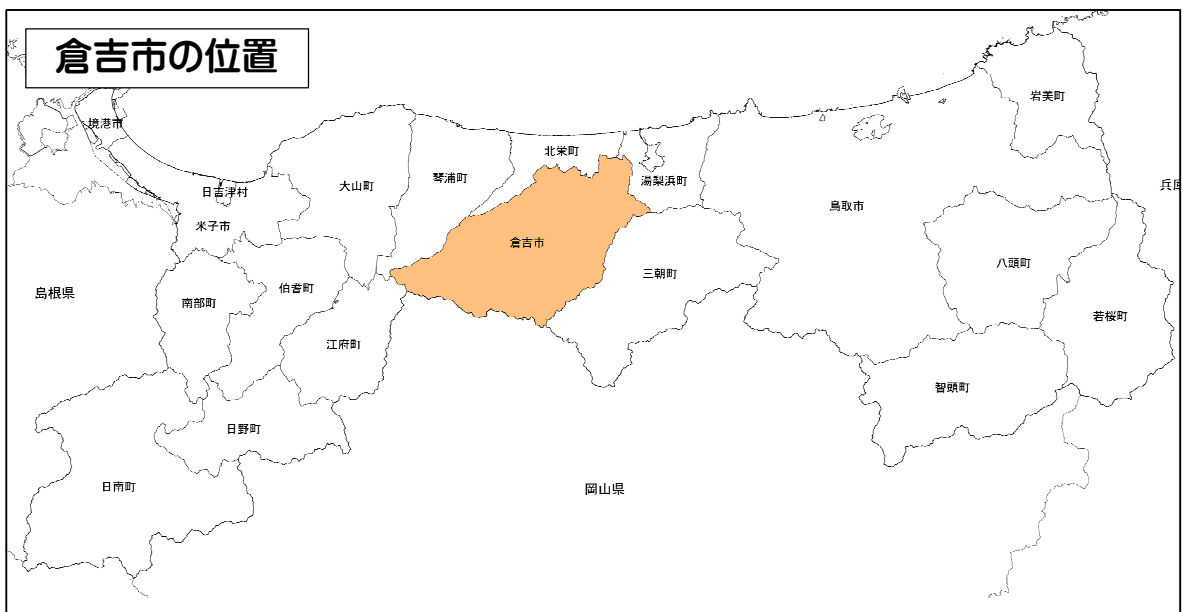
いながら、今後も歩み続けるためには、市政の総合的かつ一体的な施策の推進が必要ですが、同時に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行により再び過疎地域となった旧関金町地区の振興も喫緊の課題です。

旧関金町地区ではこれまで、農業を含む豊かな自然、温泉、歴史的文化遺産などの資源を一体的に捉え、これらを有効に活用するためのネットワークを形成しながら、地域住民が一体となって温泉、溪流釣り、手打ちそば等の施設の整備といった観光に資する地域開発を図ってきました。

また、旧関金町地区は本市の中心部から南へ車で約20分の距離に位置しており、その主な交通アクセス手段は、区域を縦断する国道313号、県道45号倉吉江府溝口線となっています。このため、国道313号のうち、特に中国横断自動車道（岡山・米子線）の湯原ICから国道9号北条道路までの区間を地域高規格道路として早期に整備することで、地域間・区域内の交通利便性の向上を図ることが重要課題となっています。

近年では、テレワークや二地域居住といった多様な働き方が拡大したもののいまだ定着するまでには至らず、都心回帰、出社回帰傾向も見られますが、一過性ではなく地域と継続的に関わる関係人口の創出に向けた新たな働き方を推進していくことが求められています。

今後、目覚ましく進展するAIやIoT、5G、ドローン等のデジタル技術、地域を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、人口減少、少子高齢化、大規模な自然災害の発生等様々な課題に直面する中で、本市全体で持続可能な地域づくりを、より一層推進していく必要があります。



<倉吉市全体>

総面積 272.06 km²

<旧関金町地区>

総面積：97.65 km²

（倉吉市の約 35.9%）

イ. 本市における過疎の現状

過疎地域である旧関金町地区の人口は令和 7（2025）年には 2,887 人となっており、ピークだった昭和 30（1955）年の 6,620 人と比べると、その 43.6%と大幅減となっています。

これは、若年層の都市部への流出、婚姻率の低下、出生率の低下がその主な要因と考えられます。昭和 35（1960）年に 20.2%を占めていた若年者（15～29 歳）比率は、令和 7（2025）年にはその半分程度の 10.7%にまで低下しており、深刻な状況となっています。

これまで旧関金町地区では、幹線道路、農林道、生活道といった基盤施設、下水道、集落排水施設といった生活環境施設の整備、保育所・小学校の統廃合、高齢者生活福祉施設の整備による高齢化への対応、入浴施設の整備、田園空間整備事業等による地域活性化、移住定住の促進など様々な取組を行ってきました。

しかしながら、地域を取り巻く状況は依然厳しく、過疎化のさらなる進展が懸念されることから、少子高齢化への対応を行いながら、引き続き移住定住の促進、関係人口・交流人口の拡大、デジタル技術の活用といった積極的な振興策を行うことが必要となっています。

ウ. 産業構造の変化、立地等を踏まえた過疎地域と市の方向性

農山村地域から都市部への急激な人口流出は、第 1 次産業から第 2 次・第 3 次産業への就業人口移行をもたらし、これにより、地域の基幹産業である農業は、耕地面積の減少、農業従事者の高齢化、担い手不足等により活力を失ってきており、林業についても同様に担い手不足、後継者不足に拍車がかかっています。

本市全体では、企業誘致により一定の雇用の場を確保してきましたが、それらの企業が市中心部付近の工業団地に位置しているため、若年層で市中心部近くでの定住が進み、旧関金町地区での定住化が進んでいない状況にあります。

旧関金町地区は、豊かな自然、温泉、歴史と伝統ある資源を有しており、こうした地域の特性を活かした産品・サービス・事業を創り出すことで雇用を創出し、安心して子育てのできる環境等を整えることで、I J U ターンや若者の定住を促すことが重要です。

本市全体として、地域に安定した雇用の創出と子育てしやすい環境を整え、安心・安全な暮らしを支え、誰もが暮らしやすい、“くらしよし” 倉吉を実現していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口の推移（国勢調査）は、表 1-1（1）に示すとおりとなっています。

このうち旧関金町地区の人口総数の推移について、昭和 35（1960）年からの人口総数をみていくと、昭和 50（1975）年は昭和 35（1960）年に対して 22.3%の減、平成 2（1990）年は昭和 50（1975）年に対して 3.2%の減、平成 17（2005）年は平成 2（1990）年に対して 12.3%の減、平成 27（2015）年は平成 17（2005）年に対して 15.6%の減、令和 2（2020）年は平成 27（2015）年に対して 10.0%の減、令和 7（2025）年は令和 2（2020）年に対して 9.1%の減となり（注）、減少率は鈍化しているものの、一定数の減少が継続しています。

なかでも深刻な問題は、昭和 35（1960）年には 2,095 人あった子ども（0～14 歳）の数が、令和 7（2025）年にはその約 8 分の 1 の 260 人にまで減少している点です。少子化に伴い、若年層（15 歳～29 歳）の構成比率も、令和 7（2025）年には昭和 35（1960）年の 20.2%の半分程度の 10.7%にまで減少しています。一方、高齢者（65 歳以上）の構成比率は、昭和 35（1960）年の 9.0%に対

して令和7（2025）年にはその約5倍の43.7%となる状況となっています（注）。

本市の今後の人口の見通しは、表1-1（2）に示すとおりとなっています。

平成27（2015）年に49,044人あった人口は減少を続け、令和22（2040）年には37,000人程度まで減少すると予想されます。また、少子高齢化や都市部への若年層の流出を受け、15歳から64歳までの生産年齢人口は大幅に減少することが見込まれます。

さらに、旧関金町地区では、市内の他地域に比べ、人口減少率が4ポイント以上大きくなっており、表1-1（3）に示すとおり、令和12（2030）年には2,800人程度まで減少することが予想されます。

このため、出生率の上昇や移住定住の促進等の転入増に寄与する施策を展開することにより、地域内の人口の維持・増加を図る必要があります。

本市全体のこれまでの産業別就業人口の推移は、表1-1（4）に示すとおりとなっています。

このうち旧関金町地区では、昭和35（1960）年当時、3人に2人が第1次産業に就業していましたが、年々その割合は減少し、昭和60（1985）年頃を境に第3次産業に就業する人の割合が逆転し、現在は、第1次産業の就業者割合は4人に1人を下回る状況となっています。第1次産業人口数、比率とも大幅に減少しているのは、新規就労者や農林業後継者が大幅に減少したことに加え、兼業化の進行や離農が進展したことによるものと考えられます。

今後も、旧関金町地区において、就業者の高齢化、後継者不足といった課題は、一層深刻化する恐れがあり、地域資源を活用した農林業の6次産業化や農商工連携、観光業との連携により雇用と所得を確保し、特に若者が定住できる地域社会の構築が必要です。

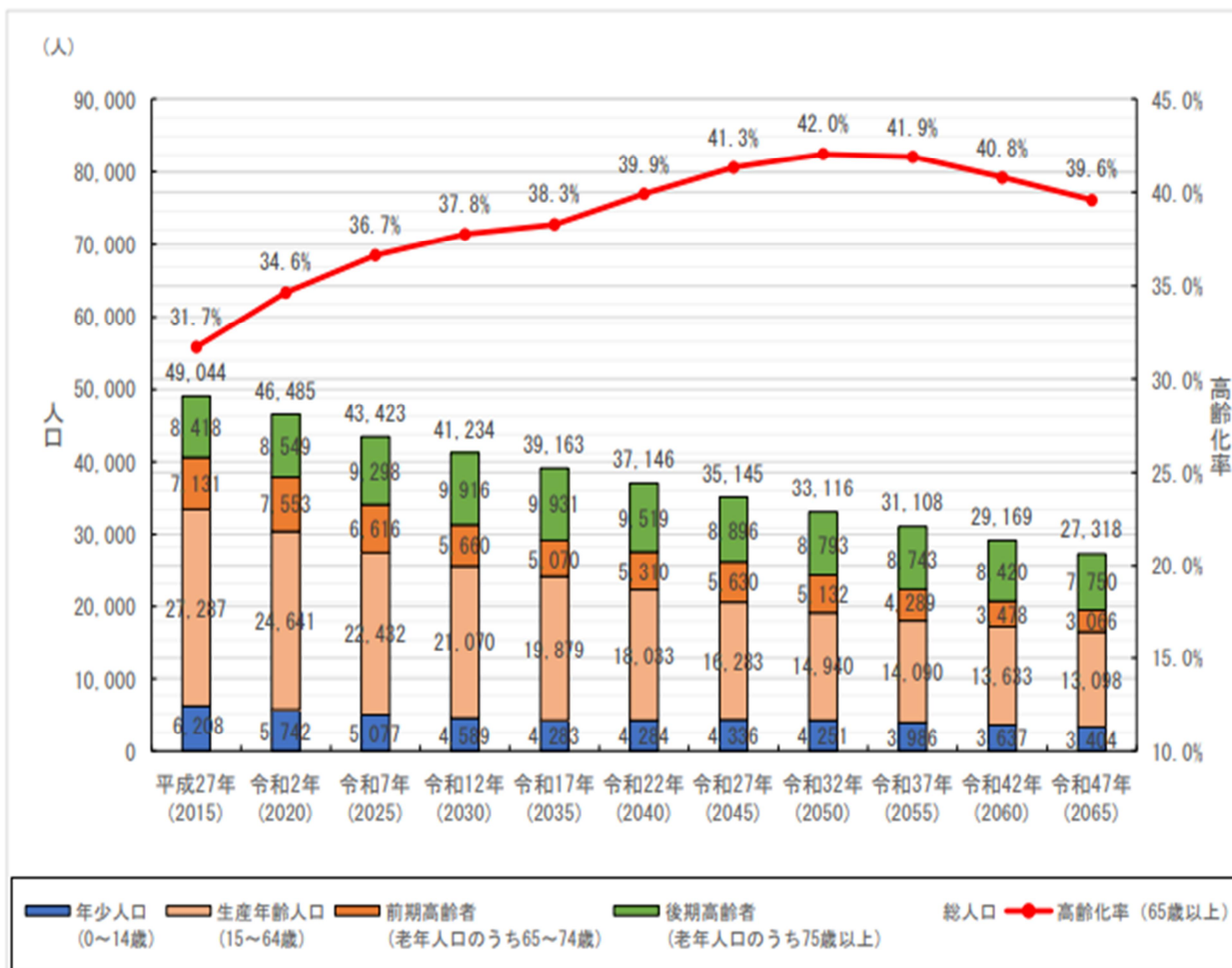
（注）令和7（2025）年の人口数値は倉吉市住民基本台帳の集計（令和7（2025）年9月末現在）を用いて比較

表1-1（1）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 人	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総数	57,862	55,705	△ 3.7	56,602	1.6	52,592	△ 7.1	49,044	△ 6.7	46,485	△ 5.2
旧関金町地区	6,334	4,924	△ 22.3	4,768	△ 3.2	4,181	△ 12.3	3,530	△ 15.6	3,176	△ 10.0
0歳～14歳	17,808	12,452	△ 30.1	10,741	△ 13.7	7,159	△ 33.3	6,208	△ 13.3	5,723	△ 7.8
旧関金町地区	2,095	1,014	△ 51.6	910	△ 10.3	518	△ 43.1	364	△ 29.7	313	△ 14.0
15歳～64歳	35,507	37,046	4.3	36,031	△ 2.7	31,695	△ 12.0	27,190	△ 14.2	24,287	△ 10.7
旧関金町地区	3,666	3,299	△ 10.0	2,919	△ 11.5	2,384	△ 18.3	1,810	△ 24.1	1,513	△ 16.4
15歳～29歳 (a)	13,153	12,408	△ 5.7	9,335	△ 24.8	8,047	△ 13.8	5,997	△ 25.5	5,279	△ 12.0
旧関金町地区	1,277	970	△ 24.0	674	△ 30.5	602	△ 10.7	350	△ 41.9	326	△ 6.9
65歳以上 (b)	4,547	6,207	36.5	9,830	58.4	13,725	39.6	15,488	12.8	16,034	3.5
旧関金町地区	573	611	6.6	939	53.7	1,279	36.2	1,355	5.9	1,350	△ 0.4
(a) / 総数 若年者比率	% 22.7	% 22.3	—	% 16.5	—	% 15.3	—	% 12.2	—	% 11.4	—
旧関金町地区	20.2	19.7		14.1		14.4		9.9		10.3	
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.9	% 11.1	—	% 17.4	—	% 26.1	—	% 31.6	—	% 34.5	—
旧関金町地区	9.0	12.4		19.7		30.6		38.4		42.5	

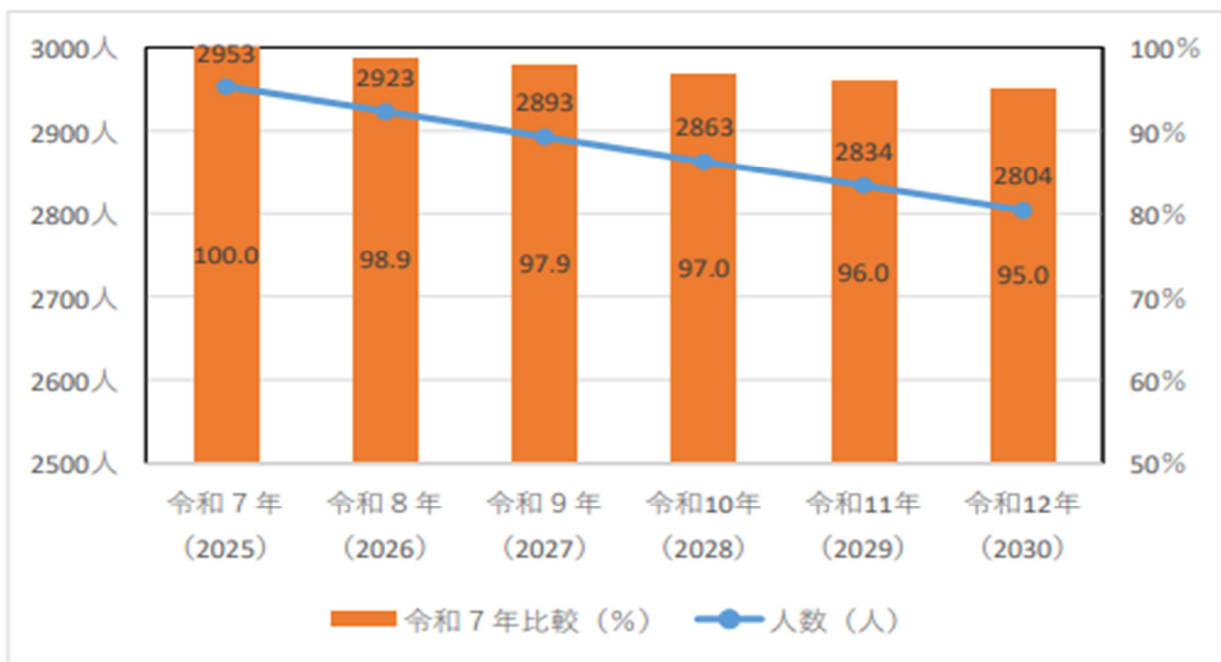
（資料：国勢調査）

表 1-1 (2) 人口の見通し



(資料：倉吉市人口ビジョン)

表 1-1 (3) 旧関金町地区の人口推計



(資料：倉吉市人口ビジョンから企画課作成)

表 1-1 (4) 産業別人口の動向

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 29,073	人 29,669	%	人 29,214	%	人 26,108	%	人 23,953	%	人 22,662	%
旧関金町地区	3,387	2,972	△ 12.3	2,819	△ 5.1	2,235	△ 20.7	1,815	△ 18.8	1,659	△ 8.6
第1次産業人口	%	%		%		%		%		%	
下段：比率	43.6	23.6	—	16.4	—	11.7	—	10.0	—	9.3	—
旧関金町地区	68.4	42.5		31.7		25.2		22.9		22.1	
第2次産業人口	%	%		%		%		%		%	
下段：比率	20.6	27.1	—	30.8	—	25.2	—	22.2	—	22.4	—
旧関金町地区	11.7	24.0		32.4		23.4		23.8		23.3	
第3次産業人口	%	%		%		%		%		%	
下段：比率	35.8	49.1	—	52.8	—	61.2	—	66.3	—	65.8	—
旧関金町地区	19.9	33.3		35.9		50.3		53.1		50.9	

(資料：国勢調査)

(3) 行財政の状況

地方分権が実行段階を迎え、これからの地方公共団体には、限られた財源、経営資源を有効に活用しながら、社会・経済情勢の大きな変化や住民ニーズの更なる多様化、高度化に対応していくため、コスト意識を持ちながら、効率的かつ効果的な行政サービスをバランス感を持って、迅速な対応、提供していくことが求められています。

こうした中、複雑化・細分化・多様化する行政需要に対応するため、「第4次倉吉市行財政改革計画」において、基本方針を定め、行政改革を推進しています。また、施策の達成度や優先度の評価、事務事業の見直しを行っています。

また、人口減少が進む中、中長期的な視点に立ち公共施設などの有効活用や再配置及び長寿命化の検討を進め、公有財産の適正管理を行う必要があります。このため、平成29(2017)年3月に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を図るための「倉吉市公共施設等総合管理計画」を策定(令和5(2023)年3月改訂)しました。公共施設等をより効果的・効率的に運営できるよう、それぞれの公共施設等について、着実にその計画を実施し、施設を介した公共サービスの需給バランスを見極めながら、全市的な視点での有効活用や再配置、計画的な改修、稼働率向上などの取組を進めているところです。

本市の予算編成では、様々な課題に対応するため、必要に応じて優先的かつ集中的な予算措置を行うとともに、財政運営の透明性を高めるために、本市の財政状況を分析した財務書類などを広報紙やホームページに掲載するなどの情報公開に努めています。

表1-2(1)の市財政の弾力性を示す指標となる「経常収支比率」を見ると、93.7%(令和6(2024)年度決算)となっており、県内市町村の平均89.6%に比べ、高くなっています。

市の借金である市債の残高は、令和6(2024)年度末時点で295億円となっています。近年は鳥取県立美術館の建設に伴う周辺工事などに対応するため市債が増加することとなりました。

市の貯金にあたる基金の残高は、令和6(2024)年度末時点で57億円となっており、今後も継続的な積立てを行い、健全財政を運営するために必要な一定程度の基金額を保っています。

市財政状況も非常に厳しい状況に変わりはなく、今後においても厳しさを増した財政運営になるものと危惧されます。今後も、人口減少に伴い縮小化する税収入の中、選択と集中によって限られた財源を有効に活用するとともに、適正な受益者負担や公平で公正な税負担を図り、将来にわたって健全な財政運営を行い、地域の持続的発展に向けて創意工夫のある施策を展開していくことが必要です。

表 1 - 2 (1) 本市の財政状況

(単位：千円)

区分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額A	30,716,306	34,859,578	35,292,075
一般財源	14,767,417	14,762,523	16,235,308
国庫支出金	4,255,156	9,311,825	5,161,546
都道府県支出金	2,379,660	2,295,369	2,863,705
地方債	4,418,436	1,853,365	4,334,321
うち過疎債	—	—	942,000
その他	4,895,637	6,636,496	6,697,195
歳出総額B	29,872,345	34,122,773	34,642,455
義務的経費	11,833,755	12,492,757	14,082,528
投資的経費	5,807,820	2,421,215	6,222,752
うち普通建設事業	5,799,486	2,327,418	6,022,327
その他	12,230,770	19,208,801	8,314,848
過疎対策事業費	—	—	946,275
歳入歳出差引額C(A-B)	843,961	736,805	649,620
翌年度に繰り越すべき財源D	99,892	276,690	149,153
実質収支C-D	744,069	460,115	500,467
財政力指数	0.435	0.448	0.438
実質公債費比率	13.0	11.6	7.9
経常収支比率	90.9	90.6	93.7
将来負担比率	117.8	89.2	52.2
地方債現在高	31,615,539	29,529,158	29,589,705

(庁内資料：財政課)

表 1-2 (1) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和5年度末
市町村道						
改良率(%)		52.7	60.7	65.9	66.8	66.8
旧関金町地区	25.6	47.3	60.0			
舗装率(%)		90.0	91.4	87.6	88.1	88.1
旧関金町地区	41.5	62.9	71.1			
耕地1ha当たり農道延長(m)	70.1	115.4	143.7	57.0	64.0	64.0
旧関金町地区	2.9	8.9	14.1	26.0		
林野1ha当たり林道延長(m)	2.0	3.4	4.5	2.9	5.0	3.2
旧関金町地区	1.1	1.7	1.7	2.8	3.2	3.2
水道普及率(%)	93.1	94.3	94.8	95.8	96.7	96.8
旧関金町地区	86.5	88.0	90.3	91.4	92.3	93.7
水洗化率(%)		16.9	75.5	86.3	92.0	91.9
旧関金町地区		12.5	60.7	76.6	86.8	87.1
人口千人当たり病院、診療所等の病床数(床)	29.7	30.9	31.1	28.5	29.5	28.5
旧関金町地区	0	0	0	0	0	0

(庁内資料：管理計画課、農林課、地域整備課、上下水道局、健康推進課)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、少子高齢化と大都市圏への人口流出により人口が減少しており、特に、生産年齢人口は、若年層を中心に急速に減少しています。また、定年退職後に地域コミュニティ活動の中心を担っている65歳から75歳までの人口は、団塊の世代が後期高齢者に移行するようになると減少に転じ、一方、後期高齢者の人口は増加していく見込みです。これらの状況は、旧関金町地区において、顕著に見られます。

このため、本市に暮らす子ども、若者、子育て世代、働く世代、地域活動の担い手、高齢者など、一人ひとりが、暮らしやすさを実感でき、魅力を育み、活気あふれる持続可能なまちを目指して、人口減少という大きな課題に立ち向かい、より暮らしやすく、輝きを放つ地方創生を推進していく必要があります。

さらに、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の理念は、過疎対策の基本理念と軌を一にするものであり、経済・社会・環境の課題間で利益が相反する状況が生じる中、本市としても、3つの側面の関係者がお互いに連携し合い、新しい価値創出を通して自立的好循環を生み出し、解決できる取組を進めます。

このような状況を踏まえ、次のような方向を目指して、創意工夫のある施策を展開し、持続的発展に向けた取組を積極的に支援していくこととします。

ア. 若者定住施策の推進

農山村を若者の就業地として捉え、地区外や都市部からのIJUターン者を積極的に受け入れるための就業の場の確保、生活環境の整備は最重要課題となっています。

特に農林業をより一層魅力的なものとし、観光業・商工業等各分野の振興はもとより、産業間相互の有機的な連携と関わりを深め、相互補完的な役割分担により相乗効果を生み出し、活力に満ちた産業形態を創出することで、地域産業を魅力ある豊かなものとします。

また、地域資源を活用した地場産業の育成、大規模農業経営体の育成、企業への支援等を通じて就労の場の創出・確保を図るとともに、交通網の整備によるアクセスの向上、デジタル技術の活用を進め、若者に魅力ある農山村地域の構築を目指し、同時に、安心して子どもを産み、育てることができる環境、教育・文化環境などの充実にも努めるものとします。

イ. 高齢化への対応

令和2（2020）年国勢調査における本市全体の高齢者比率は34.6%で、過疎地域である旧関金町地区では42.5%となっています。旧関金町地区で10年前の32.6%からと比べると10ポイント近く上昇し、加速度的な高齢化の進展が地域社会の大きな課題となっています。

可能な限り高齢者が住み慣れた地域で安心して明るく健康に暮らすことができるよう、公共交通ネットワークの再構築により生活基盤を整えた上で、フレイル予防等の取組により高齢者の自立した生活を支援するとともに、医療・介護・介護予防・住居及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進め、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりを促進する必要があります。

ウ. 都市と農山村の交流促進、交流・関係人口の拡大

都市と農山村の交流の推進は、「人・もの・情報」の往来を活発にし、都市と農山村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組と捉えています。

過疎地域である旧関金町地区ではこれまでも、グリーン・ツーリズム（農山村における滞在型の余暇活動）を推進してきましたが、都市と農村の交流は、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすほか、伝統文化、里山等を通じた農村地域の魅力の再発見とその活用により、農村地域の活性化にも重要な役割を果たしていると言えます。

旧関金町地区は大山からの清流、中国山地から連なる森林、鳥取県から指定された星空保全地域の澄み渡る空気といった豊かな自然環境と、古湯（温泉）といった可能性を秘めた様々な地域資源に恵まれており、その中で、農村民泊や教育旅行誘致を推進し、都市との交流人口の拡大を図っています。

今後、HOTEL星取テラスせきがねを関金温泉を象徴する中核施設として活用し、都市部の人々が旧関金町地区に宿泊・滞在できる受け皿を確保した上で、地域高規格道路北条湯原道路の整備促進を図り、米子自動車道や国道313号を活用しながら、京阪神・山陽等との往来を活発化させるとともに、関金温泉をはじめとする恵まれた地域資源のブランディング（他地域の資源との差別化を図り、資源の価値や魅力を高める取組）を行い、デジタル技術を活用した情報発信を積極的に行うことにより、旧関金町地区の認知度を高め、交流人口、関係人口の拡大を図っていきます。

エ. 地域住民の参画

地域課題を解決するためには、地域住民と行政との協働体制の確立や住民の自主的なまちづくり活動等への参画が一層求められています。

このため、住民のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、住民主導のコミュニティ活動やボランティア・NPO活動など市民自らが主体となって進める地域活動の活性化を促し、「地域で暮らす住民主役のまちづくり」を積極的に推進する必要があります。

より多くの地域住民がコミュニティ活動に参加し、主体的に地域の課題解決に取り組むことができるよう、人材育成を図るとともに、情報の提供やより専門的な相談体制の充実に努め、コミュニティ活動がさらに活性化するよう支援していきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口の将来展望【人口】

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
過疎地域の人口 (人)	2,953	2,923	2,893	2,863	2,834	2,804
令和7年人口に 対する割合(%)	—	98.9	97.9	97.0	96.0	95.0

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
合計特殊出生率	1.64	1.66	1.68	1.70	1.72	1.74

	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
自然増減(人)	△25	△25	△25	△25	△25
社会増減(人)	△5	△5	△5	△5	△5

(資料：関金地区の人口の将来見通し)

※「関金地区の人口の将来見通し」の数値は、本市で策定した「倉吉市人口ビジョン」をもとに、関金地区の人口の現状分析を行い算出したもの

イ. 地域資源を最大限に活かして躍動するまちづくり【産業振興】

地域の特性を活かした農畜水産業、林業、商工業などの産業基盤の強化、地域の歴史・伝統・文化・芸術・自然などに新たなコンテンツを融合させた個性豊かな観光地の形成、HOTEL星取テラスせきがねの活用、地域の観光施設・文化施設・運動施設などを有機的につなげる多様で気軽な移動手段の創出など、地域にある様々な資源を活かし、さらにそれを発展させた新たな資源を創出することで、地域の安定した雇用を生み出し、稼げる仕組みづくりに取り組みます。また、様々な立場や状況にいる方をはじめ全ての方が、テレワークやワーケーションなど時代に合せた多様な働き方ができ、新しいデジタル技術を様々な産業の中に取り入れるなど、仕事をしやすい環境を整えます。

ウ. 誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康福祉人権】

部落差別をはじめ、障がい、性別、性的志向・性自認、年齢、国籍、感染症等を理由とする差別や偏見をなくし、全ての人がお互いの尊厳を守るために人権を尊重し、誰もが健康的で生き生きとした人生を送れるよう、多様な個人の能力が発揮される共生のまちづくりを進めます。また、住民組織、ボランティア団体、専門機関などの各種団体とも連携しながら地域全体で支

え合う地域共生社会づくりを進めることにより、悩みや困難を抱える方を早期に発見し、適切な支援につなげられるような仕組みづくりにも取り組みます。さらに、相談や支援を行う体制、保健・医療体制を充実させ、誰もが安心して地域に住み続け、生き生きとした生活を送ることができるまちづくりを進めます。

エ. 未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり【教育文化】

子どもたちが、幅広い知識と豊かな心を身に着け、また、新たなことに挑戦したり、苦手なことを克服したりしながら、一人ひとりの生きる力を高め、成長し、これからの未来を拓くことのできる人になるよう、家庭や学校、地域などが協働して、人を育み、本市の教育を進めます。また、様々な機関・団体などと連携し、「学びの場」を増やし、その場を中心に生涯学習や文化活動を活発化させることや、地域の歴史・伝統・文化・芸術・自然などあらゆるコンテンツを活用し、また文化施設などを有機的につなげることで、活力ある地域コミュニティを形成するなどし、市民が郷土に愛着を持ち、文化や芸術が輝くまちづくりを進めます。

オ. 安全・安心なまちづくり【生活環境】

4R運動の実践や自然エネルギーの利用促進による循環型社会の形成、資源・エネルギーの有効活用など、市民一人ひとりの環境意識を高めることで地球温暖化対策を進めていきます。また、安全でおいしい水の供給、公共下水道への接続、街灯の設置、道路の危険箇所の改修などを進めていくとともに、交通の安全や防犯意識を高めてもらうための啓発を行うなど、地域で安全に安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。さらに、こうした環境を整えていくことを本市の魅力の一つとして発信し、移住者やUターン者、関係人口の増加につなげていき、こうした外からの視点も活かしながらまちづくりを進めていきます。

カ. 災害に強く、快適で潤いのあるまちづくり【都市基盤】

計画的な土地利用により、多様な都市機能を充実させるとともに、周辺の都市機能とも効率的に連携させ、都市と豊かな自然・歴史・文化が調和した快適で潤いのあるまちづくりを進めます。また、効率的な道路網の形成や公共交通ネットワークの再構築により、移動の利便性を向上させ、誰もが暮らしやすい環境をつくるとともに、市民の災害への意識を高め、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割のもと、互いに連携し協働することで、市民や行政などが一体となって地域防災力を高め、自然災害による機能不全を避けられる災害に強く安心安全に暮らせるまちづくりを進めます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

地域の持続的発展のための基本目標について、毎年度P D C Aサイクルによる事業評価の検証を行うほか、過疎地域である旧関金町地区の自治公民館、文化団体、学校代表、小中学校P T A代表、民生児童委員、老人クラブ、地区社協、婦人会、農協支所、商工業等各種団体の代表者等で構成する関金地区振興協議会等に達成状況の報告を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 (2017) 年 3 月に策定 (令和 5 (2023) 年 3 月改訂) した「倉吉市公共施設等総合管理計画」では、公共施設、インフラの計画的な更新、長寿命化、統廃合等を行い、最も適切な状態での所有、運営、あるいは維持をしていくにあたり、保有量 (総量)、民間での活用、点検や診断、維持管理や修繕、更新等の実施、安全性の確保、耐震化 (補強)、長寿命化、統廃合や廃止といった様々な観点からの方針を定めて健全な財政運営に資する取組を進めることとしています。

市内の地区別で公共施設等の現状を比べると、過疎地域である旧関金町地区は、その棟数、敷地面積、延床面積等が最も大きくなっています。

なお、インフラを除く公共施設については、令和 3 (2021) 年 3 月に策定した「倉吉市公共施設等個別施設計画」において、公共施設の総量削減と施設のライフサイクルコスト削減の 2 つを主な柱とし、個別施設ごとの廃止、継続等の再配置方針や維持管理・更新の手法や時期等について整理を行っています。

過疎地域である旧関金町地区のみならず、本市の公共施設とインフラは、倉吉市公共施設等総合管理計画に即して、計画的かつ効率的に維持管理し、コストの抑制と平準化に努めることとしており、同計画との整合性を図ることとします。

(9) 他市町村との連携

<鳥取中部ふるさと広域連合>

鳥取中部ふるさと広域連合は、本市を含む鳥取県中部 1 市 4 町における圏域振興、広域観光、滞納整理、ごみ処理、し尿処理、火葬、消防、救急などの広域行政を担っており、広域連合を組織する市町が相互に連携、役割分担を行い、総合的かつ計画的に取組を行っています。

鳥取中部ふるさと広域連合の取組は、過疎地域に特化したものではありませんが、過疎地域の産業振興に大きく寄与するものです。

<構成市町>

倉吉市 (一部過疎: 関金町)

湯梨浜町 (一部過疎: 東郷町、泊村)

三朝町 (全部過疎)

北栄町 (一部過疎: 大栄町)

琴浦町 (全部過疎)

二 実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

- 本市への移住者は20代～40代が約7割を占めています。本市が引き続き移住先として選ばれるためには移住希望者のニーズを的確に把握し支援施策の充実を継続し、実態に沿った移住定住情報を提供するとともに、移住後のサポート情報を充実することにより「移住後も安心して暮らせるまち」を積極的に発信していくことが必要です。
- 都市部人材が本市に継続的に多様な形で関わり、都市と地方が相互に補完しあう共生関係を深め、関係人口を中心とした人材の結び付きの促進が必要です。

(2) 対策

ア. I J Uターンの促進と伴走支援の充実

- 就労、住まい、結婚、子育てなど、移住定住に必要な情報の一元化とワンストップ支援
- 各種補助金・支援制度の充実による移住定住に伴う経済的不安軽減

イ. 受入体制整備と定着支援

- 移住相談員によるきめ細やかな移住相談や、倉吉での暮らしの体験機会の提供による定住イメージづくりの支援
- 先輩移住者や地域による移住後のサポート体制の充実・強化

ウ. 戦略的な情報発信の強化

- 倉吉の魅力、仕事、住まい、子育て情報等の効果的な発信
- 都市部の多様なライフスタイルを持つ人々や若者に響くようなウェブサイトやSNS等を活用した効果的PR

エ. 関係人口の拡大

- 倉吉市に継続的に関わりを持つ「関係人口」の創出と拡大
- 市外出身者や市に縁のある人々との連携強化
- ふるさと納税や多様なライフスタイルに応じた関わりの仕組づくり

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住及び定住 並びに地域間交流 の促進並びに人材 の育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 移住・定住	【定住対策事業】 ・とっとり空き家利活用協議会負担金 ・移住定住者住宅取得支援補助金 ・移住定住推進活動費補助金 ・空き家利活用流通促進事業費補助金	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ・定住希望者受け入れ事業交付金 ・移住定住促進空き家取得事業支援助成金 ・移住定住促進空き家物件事業費補助金 (賃貸物件家財処分費助成金) ・移住定住促進空き家物件事業費補助金 (賃貸物件家賃等助成金) ・移住就業支援事業交付金 ・移住定住相談員の設置 ・団体主催の移住定住相談会負担金 		
1. 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 移住・定住	【広域連携婚活事業費負担金】	広域連合	
1. 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 移住・定住	【地域で取り組む結婚に向けた出会いの機会等創出事業費補助金】 <ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する者への個別対応 ・結婚に向けた出会いの場の創出 	市	

(4) 他市町村との連携

<鳥取県中部定住自立圏>

鳥取県中部定住自立圏は、本市を中心市とした1市4町で構成された圏域であり、圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築すること目的に様々な取組を行っています。

鳥取県中部定住自立圏の取組は、過疎地域に特化したものではありませんが、過疎地域の産業振興に大きく寄与するものです。

<構成市町>

倉吉市 (一部過疎：関金町)

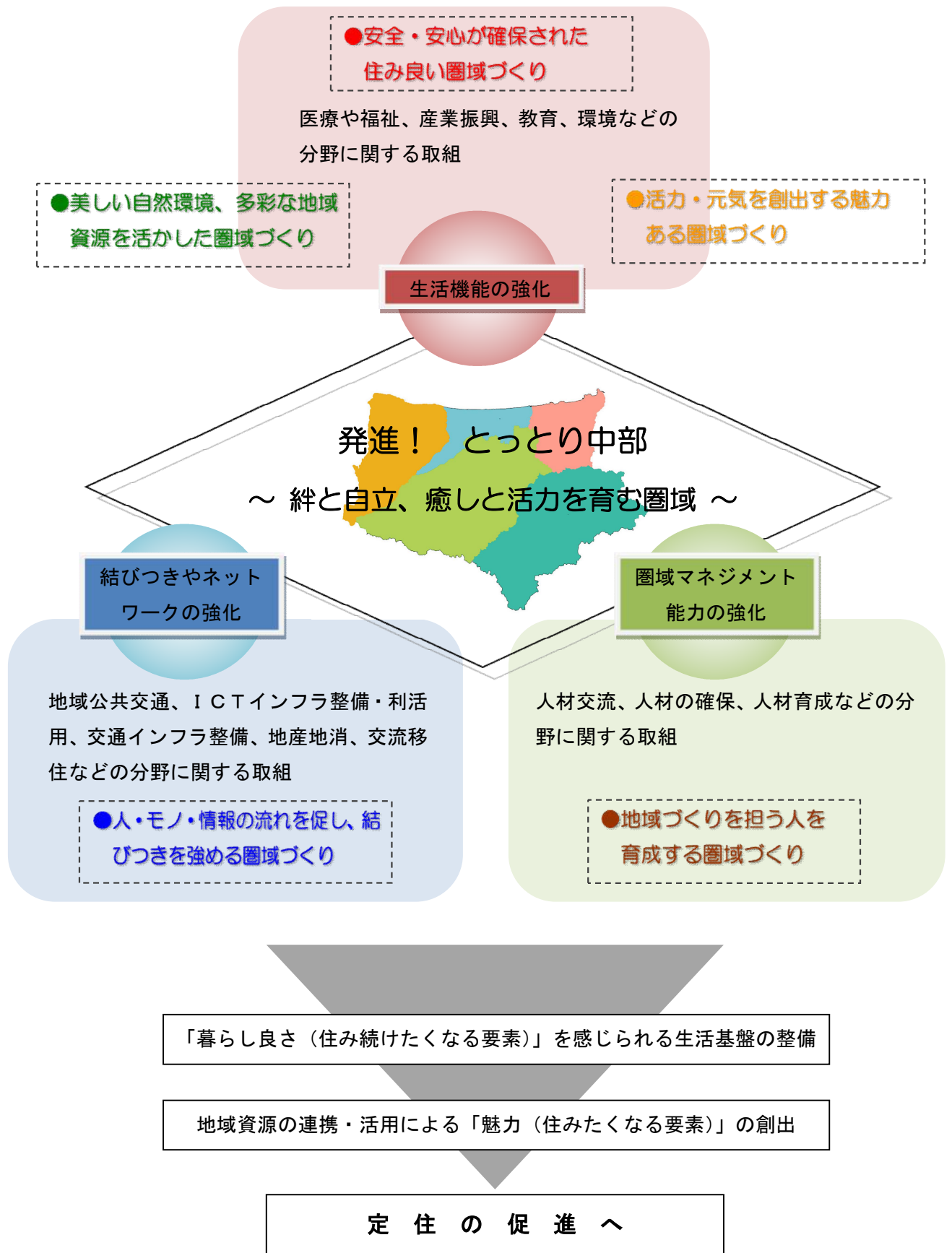
湯梨浜町 (一部過疎：東郷町、泊村)

三朝町 (全部過疎)

北栄町 (一部過疎：大栄町)

琴浦町 (全部過疎)

■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との相関図



2 産業の振興

① 農畜水産業

(1) 現況と問題点

- 本市では農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、それに伴い中山間地域を中心に耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害が拡大しています。
- 担い手の中心である認定農業者数は横ばいで推移していますが、新規就農者は増加しており、担い手の育成が進んでいます。
- 特産品のブランド化を進めるためには、流通ルートの確保やSNSを活用したPRが求められています。
- こうした課題を解決するため、農作業の省力化や高品質生産を可能にするスマート農業を推進するとともに、認定農業者や新規就農者といった担い手への農地集積を進め、本市の農業と農村を次世代につなぐ取組が必要です。

(2) 対策

ア. 農業生産基盤の維持・向上

- 農業生活基盤の計画的な整備・維持管理及び地域ぐるみで農村環境を守る体制の整備と環境保全
- 農地の利用集積・集約化、有効利用の推進

イ. 多様な担い手の育成と確保

- 担い手農業者の確保とフォロー体制の構築
- 早期自立と地域定着を支える新規就農者の育成支援体制の構築

ウ. 良質な農畜水産物の安定供給と地域ブランドの開発

- 市場ニーズを踏まえた良質な農産物の開発・生産支援
- 地域ブランドの開発やプロモーション支援

エ. 地元農産物の消費及び販売ルートの確保・拡大

- 地元農産物の消費促進
- 地域の気候風土や農業適地を活かし、栽培した農作物の地元流通ルート強化による供給拡大

オ. 遊休農地の発生防止及び解消

- 農地パトロール（利用状況調査）の実施による遊休農地の実態把握とその調査結果に基づく利用意向調査の実施
- 遊休農地の発生防止と解消に向けた集積・集約の加速化及び再生への財政支援

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__農業	【県営土地改良事業負担金】 ・ 関金地区水利施設等保全高度化事業 カウモ井手堰機能保全（堰体増厚） カウモ井手水路橋機能保全（表面被覆） 讃岐井手堰機能保全（堰体増厚） 讃岐井手水路樋門機能保全（塗装水密）	県	
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__農業	【県営土地改良事業負担金】 ・ 天神野地区地域ため池総合整備事業 狼谷ため池 長尾谷ため池	県	
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__農業	【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 ・ 堀地区水路改修 長寿命化に資する農業用排水施設等 の整備	市	
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__農業	【しっかり守る農林基盤交付金（単県補助）】 ・ 関金地区農業農村整備事業 15 か所 ※農業用施設等の改修に係る測量設計及 び整備工事	市	
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__農業	【農道橋りょう改修事業】 ・ 老朽化した農道橋（赤線橋を含む）改修	市	
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__水産 業	【水産振興対策事業】 ・ 養魚施設へ接続する橋りょうの改良、養 魚池の設置 関金町小泉地内	水産業事 業体	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (過疎債ソフト 分) __第1次産業	【鳥取梨生産振興事業】 ・ 梨新品種の生産拡大のための機械・施設の 導入に対する補助	J A鳥取 中央・農 業者等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (過疎債ソフト 分) __第1次産業	【鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推 進事業】 ・ 県開発の低コストハウスの導入を支援	J A鳥取 中央・農 業者等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (過疎債ソフト 分) __第1次産業	【担い手規模拡大促進事業】 ・ 認定農業者等が農振農用地区域内の農地に ついて3年以上の農地の賃貸借権設定を 行った場合に助成	認定農業 者等	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【特産品生産振興対策事業】 ・果樹共済掛金、農業収入保険掛金（果樹相当部分）に対する補助 果樹共済加入掛金補助金 収入保険掛金補助金	鳥取県農業共済組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【就農条件整備事業】 ・認定新規就農者が就農時から5年以内に行う機械・施設の導入に対する補助	認定新規就農者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【就農応援交付金事業】 ・認定新規就農者（45歳以上）に対し、就農初期の負担軽減の措置を講じ、自立を支援	認定新規就農者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【農業次世代人材投資事業】 ・経営が不安定な就農後5年間の所得を確保するための資金を交付	認定新規就農者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【農地集積・集約化対策事業】 ・機構集積協力金交付事業 担い手への農地集積・集約化に協力する地域や農業者に対し、協力金を交付 ・地域集積協力金 地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付	農業者・集落等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【親元就農促進支援交付金事業】 ・地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の親族の当該経営体への就農を促進	認定農業者等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【園芸産地活力増進事業】 ・地域の特色を活かした特産物を育成する試験的な取り組みを支援	J A鳥取中央等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【集落営農体制強化支援事業】 ・集落営農組織が行う農業用機械・施設の導入等に必要経費の支援	集落営農組織	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【定年帰農者等支援事業】 ・ 早期退職等を迎えた人（定年帰農者等）のうち、本格的に農業を始める意思のある者を新たな担い手として捉え、技術習得や就農初期に係る経費を支援	農業者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【園芸産地未来づくり産地パワーアップ事業】 ・ 鳥取型低コストハウス等で栽培する高収益作物の生産性向上のための取組を支援	J A鳥取中央等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【畜産振興対策事業】 ・ 優良乳用牛改良のための精液購入費、ET受精卵購入助成金 ・ 肉用牛肥育経営安定対策事業による基金造成に伴う生産者負担金助成 ・ 母牛の空胎期間短縮のための妊娠鑑定に係る費用の助成	J A鳥取中央等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【鳥取和牛振興総合対策事業】 ・ 担い手の増頭に対する緊急支援	J A鳥取中央	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【鳥獣被害総合対策事業】 ・ 捕獲奨励金 ・ 侵入を防ぐ対策に対する補助 ・ 個体数を減らす対策に対する補助	市・集落ほか	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【漁業研修事業】 ・ 新規就業希望者を新たに雇用する漁業経営体に対してその経費を助成	事業者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【遊休農地解消対策事業】 ・ 遊休農地の発生防止及び解消を図るため、遊休農地を再生するための経費の一部を助成	農業者	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

農道及び農業用水路橋りょう等の施設は、破損等が発生した後に修繕を行う事後保全型から、定期的な点検や、今までの修繕履歴に基づいた修繕計画を策定することにより、決定的な破損が発生する前の段階から手当てを行う予防保全型へと移行します。

この取組を進めていくことで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

② 林業

(1) 現況と問題点

- 本市には、県全体の約4割を占める広大な森林があり、土砂災害の防止や水源の保全といった重要な役割を担っています。しかし、市内の森林は、所有者不明や担い手不足、さらには高齢化といった複合的な要因により、手入れが行き届いていない状況が広がっています。
- これは、森林の持つ多面的な機能の低下を招き、豪雨災害リスクの増大や、山林から恩恵を受ける市民生活への悪影響が懸念されます。また、適切な手入れがなされない人工林は、健全な成長が阻害され、森林資源としての価値も失われていく可能性があります。
- これらの課題を解決し、市民の安全・安心な生活を守るためには、林業経営の安定化と次世代の担い手を育成し、森林資源の循環利用を促していくことが、今後の重要な課題です。

(2) 対策

ア. 持続可能な森林管理の推進

- 森林所有者への手入れの啓発、管理に関する相談対応
- 里山林整備と活用支援
- 未利用間伐材などの有効活用に向けた支援

イ. 林業の担い手育成と経営の安定化支援

- 林業従事者の新規就業・育成の支援
- 林業事業者の経営効率化支援

ウ. 市民との協働による森林文化の醸成

- 市民が森林の役割や恵みを学ぶ機会の提供
- 多様な主体が行う森林整備活動への支援
- 地域資源としての木材利用の啓発

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備__林業	【団体営農山漁村地域整備交付金-林道事業】 ・ 林道改良（舗装）事業 林道泉谷線改良（舗装）工事 L= 4,845.0m W= 3.6m	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【森林整備担い手育成対策】 ・ 森林整備の担い手である林業労働者を育成・確保するため、社会保険料の事業主負担の一部を補助	森林組合	

2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【林業労働者福祉向上推進】 ・(公財)鳥取県森林担い手育成財団の取り扱う共済年金及び年末一時金の支給に要する経費の一部を補助	(公財) 鳥取県森林担い手育成財団	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【きのこ王国とっとり推進事業】 ・椎茸原木等購入支援 ・安全労働確保支援 ・きのこ王国鳥取推進事業費補助金	生産部・個人	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【造林】 ・松林保護樹林帯緊急造成事業 ・竹林整備事業 ・森林整備意向調査及び森林経営管理計画作成業務	林業事業者・森林組合	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【農林業振興施設保全管理】 ・旧関金町地区内にある農林業振興地域(明高__農村女性の家、泰久寺__転作促進研修施設)の保全管理	市	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【緊急間伐】 ・間伐された材について林内からの搬出に対する補助	森林組合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

林道については、破損等が発生した後に修繕を行う事後保全型から、定期的な点検や、今までの修繕履歴に基づいた修繕計画を策定することにより、決定的な破損が発生する前の段階から手当てを行う予防保全型へと移行します。

この取組を進めていくことで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

③ 商工業

(1) 現況と問題点

- 人材不足やコスト面から生産拠点の海外移転や企業の統廃合が進んでおり、大規模な工場誘致や中小企業の存続は厳しさを増しています。企業の経営基盤の強化、安定化に向けた支援が必要です。
- 企業の生産性の向上や働き方改革の推進、事業承継の推進など、社会経済環境の変化への対応に対する支援が必要です。
- 空き家・空き店舗の利活用や魅力あるイベントの開催等、商店街の活性化につながる取組を行っていく必要があります。
- 鳥取県立美術館からの観光誘客、空き家・空き店舗の利活用、サテライトオフィス誘致事業等を行い、エリアの賑わいを創出する必要があります。

- 後継者不足が要因で廃業に追い込まれることがないように、事業承継に対する支援策の継続が必要です。
- 多くの業種で人手不足が深刻化しており、人材確保が重要な課題となっています。特に地元の若者が市内企業ではなく域外企業を選択する傾向が強く、地元就職の促進やUターン・移住者の支援が求められています。
- 倉吉管内の有効求人倍率を見ると、製造業では1倍を超えていますが、事務系職種では1倍を下回っており、求人と求職のミスマッチ解消のための取組が必要です。また、企業の規模拡大や製造拠点の機能向上に対応する支援も重要です。
- 仕事の選択肢が少ないという声や若年層の仕事に対する満足度の低さが見られる中、新技術であるAIやデジタルを活用して経済の高付加価値化や多様な働き方を推進することが求められています。これにより、地域内での選択肢を広げ、地元で働きたいと思う環境の整備が必要です。
- 出産や子育てでの離職者の再就職支援や外国人材活用への期待も高まっています。こうした多様な人材を地域に取り込むため、包括的な支援策の構築が欠かせません。
- また、地元企業を知る機会としての企業説明会には肯定的な評価が得られており、今後も地元と若者をつなぐ取組を一層強化することが重要です。

(2) 対策

ア. 企業の経営基盤の強化・安定化に向けた支援

- 各種制度融資による、企業の資金確保の支援
- エネルギーや物価高騰に対する支援による、経営負担の軽減

イ. 経済環境の変化への対応と生産性の向上

- 経営者への支援を通じた、変化する経済環境への対応力と経営力の向上
- 経営改善支援による、生産性の向上と競争力の強化
- 社会ニーズを捉えた企業の販路拡大支援

ウ. 地域の活性化

- 倉吉市空き家活用しごと創造センター運営による、空き家・空き店舗の活用促進
- 地域おこし協力隊の活用や支援事業による、賑わい創出

エ. 創業の促進に対する支援

- 創業を検討している人に対するチャレンジショップ利用促進や、空き家・空き店舗改修支援
- 段階に応じた若者への実践的ビジネス教育の提供や創業支援

オ. 事業承継の促進に対する支援

- 事業承継ネットワークの活動を通じた、円滑な事業承継の促進
- 事業承継に関わる後継者育成支援と、体制の強化

カ. 市内企業が求める人材育成支援

- 企業の人材ニーズと働き手の希望をつなぐ支援制度の整備
- 大学と連携した地域交流活性化及び市内就職促進支援

キ. 企業誘致の推進

- 地域雇用を生み出す企業の誘致・立地促進及び規模拡大の支援
- テレワーク等の新たな働き方に対応するためのサテライトオフィス誘致

ク. 市内企業の認知拡大と人材確保支援

- 魅力的な企業情報の掘り起こしと発信
- 高校生や大学生の地元就職のための多様なマッチング機会の創出

ケ. 市内企業における働き方改革支援

- 働き方の多様化やデジタル化に対応し、若者や子育て世代が安心して働く魅力的な職場環境整備への支援

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(5)企業誘致	【テレワーク・サテライトオフィス整備事業】 ・サテライトオフィスを開設するため改装等 施設整備の経費を支援	個人事業 者・民間 企業	
2. 産業の振興	(6)起業の促進	【出店支援事業】 ・空き家、空き店舗を活用して新規出店を行 うための改装費用等の施設整備の経費を 支援	個人事業 者	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 (過疎債ソフト 分) __商工業・6 次産業化	【企業立地促進事業】 ・工場の新設又は増設を行う事業に対し、 投資額の規模及び増加常時雇用労働者数 に応じて支援	民間企業	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 (過疎債ソフト 分) __商工業・6 次産業化	【工業団地再整備事業】 ・新たな企業を誘致するため、工業団地の うち使用されていない区画を再整備	市	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【テレワーク・サテライトオフィス整備事業】 ・サテライトオフィスを開設するための賃借料、機械設備取得等の経費を支援	個人事業者・民間企業	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【出店支援事業】 ・空き家、空き店舗を活用して新規出店を行うための準備費用、家賃等の経費を補助	個人事業者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【商業街路灯維持費補助金】 ・本市の交通安全及び防犯並びに商工業の活性化及び観光の振興に寄与するため、商業街路灯の適切な管理に要する経費を補助	街路灯組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【市場開拓支援事業】 ・市内中小企業者のビジネス機会を広げるため、商品・製品・技術を売り込むための商談会、展示会等に出展する経費の一部を助成	民間企業	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【移住就職者確保支援】 ・倉吉市移住就職者支援事業費補助金 ・倉吉市インターンシップ支援事業費助成金 ・倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト) __企業誘致	【企業誘致】 ・市内外の企業訪問による企業誘致活動、立地に対する補助金の交付を行うことにより企業立地を促進	市	

④ 観光

(1) 現況と問題点

- コロナ禍による疲弊や事業者の高齢化、担い手不足により、市内事業者の受入体制の回復には時間を要する見込みです。
- 観光バスのドライバーの時間外労働の上限が年間 960 時間となることによるいわゆる 2024 年問題の影響で、遠方からの日帰り団体バス客が激減しており、集客構造の意識改革が求められています。
- 鳥取県立美術館開館後、市内の流入人口は増加していますが、市内観光エリア等での滞在時間や消費拡大にはつながっておらず、稼ぐ地域づくりを目指した取組が必要です。

- 市外来訪者の増加に伴い、地域のさらなる魅力向上が必要とされています。
- 旧関金町地区では、大型温泉宿泊施設「HOTEL星取テラスせきがね」が令和7（2025）年4月に開業し、これを核とした観光資源の磨き上げや、老朽化が進む日帰り温泉施設「せきがね湯命館」の改修が必要です。
- インバウンドの全国的な増加を受け、倉吉市では令和8（2026）年に改訂予定の観光ビジョンに基づき、滞在型観光への対応を目指す必要があります。
- スポーツツーリズムを活用した地域資源の発掘、観光拡大を図るため、受入体制及びプロモーションの強化が重要です。

（2）対策

ア. 地域資源を活かした観光コンテンツの充実

- 既存の観光資源の磨き上げや美術館など新たな拠点を活かした観光推進
- 滞在時間の延長を促す仕掛けづくり
- スポーツツーリズムによる新たな交流機会の創出
- 農家民泊をはじめとする関金グリーンツーリズムの推進

イ. 戦略的な情報発信とマーケティング強化

- 観光ニーズや動向を把握するためのデータ収集・分析及びこれに基づくマーケティングの実施
- 多様なメディアを活用した情報発信

ウ. 関係団体等との連携による交流人口の拡大

- 観光関係団体や宿泊施設及び近隣市町村等との連携強化
- インバウンド誘致及びコンベンション誘致の強化

エ. 質の高い「おもてなし」と受入環境の整備

- 通信環境等の受入環境整備などによる誰もが快適に安心して楽しめる観光環境の整備
- 観光に携わる人材育成とホスピタリティ意識の向上
- 建設から30年が経過する「せきがね湯命館」の改修による日帰り温泉など観光拠点の整備

（3）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	【倉吉市せきがね温泉宿泊施設活性化事業】 ・せきがね温泉宿泊施設の活性化に向けた施設整備 ・旧館改修工事 ・整備工事に係る設計監理 ・備品等設備整備	市	

2. 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	【観光施設維持管理事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化のための道の駅犬伏の大規模改造に係る工事 ・長寿命化のための道の駅犬伏の設備修繕 	市	
2. 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	【観光施設維持管理事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・せきがね湯命館の長寿命化のための大規模改造に係る工事 ・長寿命化のためのせきがね湯命館、都市交流センターの設備修繕 ・観光複合施設整備工事 ・旧国鉄倉吉線廃線跡観光複合施設整備事業 	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【観光施設維持管理事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市せきがね温泉宿泊施設指定管理運営事業 ・指定管理者経営支援事業 	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【観光関連団体助成事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・関金温泉まつり開催費補助金 	NPO法人	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・大山山麓・日野川流域観光推進協議会負担金 	任意協議会	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・農村滞在型地域創造事業費補助金(民泊環境整備) 	民泊農家	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・農村型体験旅行推進事業費補助金 	任意協議会	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・旧国鉄倉吉線廃線跡保全管理 	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【観光関連団体助成事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・関金温泉観光コンシェルジュ推進事業 ・旧関金町地区を発着点とした観光ツアー造成事業 	観光団体	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

せきがね湯命館、HOTEL星取テラスせきがね、道の駅「犬狹」については、引き続き、民間活力の活用を推進するとともに、将来的にPPP/PFI等の活用を検討し、支出の削減と行政サービスの質の向上を図ります。

また、施設の長寿命化の観点では、事後保全型から予防保全型維持管理への転換を図ることで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

大規模修繕や更新時には、公共施設の複合化・集約化を図りながら社会のニーズに応じて施設機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン化も推進し、社会のニーズに応じて施設機能を強化することで利用者の利便性、快適性の向上を図ります。

また、ライフサイクルコストを考慮し、長期にわたり維持管理しやすい施設へと構造や設備の改善を図ります。

<産業振興促進事項>

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧関金町地区	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、各産業項目①～④の(2)対策、(3)計画のとおり

<他市町村との連携>

(1) 鳥取県中部定住自立圏

鳥取県中部定住自立圏は、本市を中心市とした1市4町で構成された圏域であり、圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築すること目的に様々な取組を行っています。

産業振興の分野においては、下記の取組を推進します。

ア. 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

【具体的な事業】

- ・地産地消拡大事業

イ. 企業誘致の推進

【取組の方針】

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を提供します。

この取組により、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。

【具体的な事業】

- ・ 圏域への企業誘致推進事業
- ・ 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業

ウ. 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

【具体的な事業】

- ・ 鳥取中部観光推進機構支援事業
- ・ 観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業
- ・ 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業
- ・ 農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業
- ・ 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業

3 情報化

(1) 現況と問題点

- デジタル技術（AIやIoT、5G、ドローン、VR・AR）の活用により人手不足の解消や災害対応、観光や芸術振興など幅広い分野での活用が求められています。
- 都市部との情報通信基盤の格差が発生しているため、デジタルデバイド（情報格差）が発生しています。

(2) 対策

- 地域の実情に合わせた情報通信基盤の整備や情報化を推進する
- 住民の情報リテラシーの向上に向けて県とも連携し、有効な対策を検討する

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 _防災行政用無線施設	【防災行政無線維持管理事業】	市	

4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保

① 交通施設の整備

(1) 現況と問題点

- 倉吉市は県中部及び岡山県北部の日常生活圏の中核であり、経済活動だけでなく、医療・福祉や防災・安全対策の観点からも緊急救援や患者の広域搬送、地場産業の育成や観光振興など、地域の活力創出に向けた取組が必要とされています。
- そのため、県東西部との連絡や岡山県との連絡を行う高規格道路や県道など、広域道路ネットワークの整備を国や県と連携して進めています。
- 一方、市道の多くで老朽化が進んでおり、長寿命化を図る維持管理が求められています。また、高齢者や子どもなど交通弱者に配慮した歩道の段差解消工事を進めるなど、生活道路の整備も必要です。
- 国や県と連携した広域道路ネットワークの推進事業を進めるとともに、快適で利用しやすい道路整備や災害対応を考慮した安全な道路の整備に努める必要があります。

(2) 対策

ア. 主要道路の整備促進

- 北条湯原道路の延伸や山陰道の整備促進による、地域を活性化させる交通網の強化
- 市街地の骨格道路の機能維持・向上による、円滑な交通の確保

イ. 安全な道路改良と維持管理

- 橋梁等道路施設の計画的な点検・補修による機能維持
- 交通弱者に配慮した歩道等の道路環境の整備や、除雪体制の強化
- 防犯灯・街灯設置費助成拡充等による地域防犯体制強化

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路__道 路	【一般道路新設改良】 ・ 市道犬狹峠線 L=2,000m	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路__道 路	【河川総務及び維持】 ・ 準用河川長谷川、準用河川浅井川 長谷川 L=500m 浅井川 L=500m	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路__道 路	【道路橋梁総務（建設）】 ・ 街灯の設置にかかる経費	市	

4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道__橋りょう	【道路更新防災等対策事業（道路メンテナンス補助金）】 ・橋梁補修測量設計 10 橋 下堀橋、天神河内橋、五十木橋、御崎原橋、上木戸坂 1 号橋、宮原 2 号橋、ヒイガ谷 1 号橋、ヒイガ谷 3 号橋、曾谷 1 号橋、大黒橋・橋梁補修工事 12 橋 浅井 3 号橋、下堀橋、桑ノ木橋、天神河内橋、五十木橋、御崎原橋、上木戸坂 1 号橋、宮原 2 号橋、ヒイガ谷 1 号橋、ヒイガ谷 3 号橋、曾谷 1 号橋、大黒橋	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(2)農道	【農村整備事業-公共】 ・農道・集落道整備事業 松河原大橋保全対策（落橋装置） 松河原大橋保全対策（伸縮装置） 明高大橋保全対策（ひび割れ塗装）	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(6)自動車等__雪上車	【除雪対策事業】 ・除雪機械購入に要する経費 除雪機械 2 台（ドーザータイプ 1 台、トラックタイプ 1 台） タイヤチェーン等除雪に必要な付属品一式	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

市道、農道、橋りょう等については、破損等が発生した後に修繕を行う事後保全型から、定期的な点検や、今までの修繕履歴に基づいた修繕計画を策定することにより、決定的な破損が発生する前の段階から手当てを行う予防保全型へと移行します。

この取組を進めていくことで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

② 公共交通ネットワークの再構築

(1) 現況と問題点

- 高齢運転者の増加と交通事故の課題から運転免許証の自主返納が進む中、公共交通機関の利用が重要性を増しています。
- 令和 5（2023）年 1 月に旧関金町地区の全世帯を対象に実施した「関金地区のまちづくりに関するアンケート調査」の結果、住民の 4 割が地域の暮らしの困り事として「移動手段がない（少ない）」を挙げ、移動手段に対する将来への不安を抱えており、住民の約 6 割が「マイ

カーが無くても移動しやすい交通環境づくり」を求めていることから、旧関金町地区の公共交通ネットワークの再構築が必要です。

- 旧関金町地区の公共交通ネットワークは路線バスの関金（明高）線と関金山口線で構築されてきましたが、令和6（2024）年9月末時点で旧関金町地区の公共交通のカバー率は65.5%となっており、約4割の住民が公共交通機関の利用が困難な地域で生活していることから、交通空白地域の解消が急務となっています。
- 人口減少や少子化によるバス利用者数の減少と燃油価格の高騰などで路線バスの運行赤字が増加しており、持続性を確保するためには、ダイヤの見直し等による効率的な運行と運賃収入以外の財源確保による行政負担の軽減が必要です。
- 加えて、路線バスやタクシーのドライバー不足や高齢化が進行しており、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）等を活用した輸送力の確保も求められています。
- 旧関金町地区には、関金温泉、旧国鉄倉吉線廃線跡など多彩で豊かな観光資源がある地域であり、これらの資源を活かして観光による地域経済の活性化を図るには、観光客のニーズに応じた移動手段の多様化、ネット予約やキャッシュレス決済の導入、多言語対応など利便性の向上が重要です。
- 公共交通を来訪者や住民の生活基盤として発展させるには、移動手段のシームレス化やネットワーク整備を進め、地域経済や観光需要を支える持続可能な仕組づくりが求められています。

（2）対策

ア. 効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの再構築

- 乗降データに基づく路線バス関金（明高）線、関金山口線の運行系統の見直し

イ. 公共交通と他分野との連携による交通空白地域の解消

- 公共交通とエネルギー・福祉・観光などの他分野との連携による持続性の確保
- AI デマンド型乗合タクシーや公共ライドシェアの導入促進

ウ. 公共交通の利用促進の普及啓発

- 多様な媒体やオペレーターによる丁寧なダイヤ案内や広報の推進
- 運営協議会を中心とした地域関係者との連携による利用促進

エ. 多様な観光ニーズに応じた二次交通の充実

- 観光客の移動を円滑にするための路線バスと他の交通手段との接続改善
- 運行区域の拡大による観光地へのアクセス向上に向けた取組

オ. 利用環境の整備・充実

- 分かりやすい案内表示、交通結節点・待合環境の整備
- キャッシュレス化の推進によるサービスの充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(6) 自動車等__自動車	【関金地区乗合タクシー待合環境整備事業】 ・乗合タクシーの待合場所として利用されている関金庁舎について、利用者の待機環境の向上及び地域の拠点機能の充実を図るため、施設整備を実施	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）__公共交通	【関金地区乗合タクシー待合環境維持管理事業】 ・乗合タクシーの待合場所として利用されている関金庁舎について、利用者の待機環境の向上及び地域の拠点機能の充実を図るため、施設の維持管理を実施	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）__公共交通	【倉吉市バス運行対策費補助金】 ・路線バス関金（明高線）・関金山口線の運行費用赤字部分を補填	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）__公共交通	【予約型乗合タクシーの運行】 ・旧関金町地区において、公共ライドシェアを活用して予約型乗合タクシーの運行を実施	任意協議会	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）__公共交通	【予約型乗合タクシーの予約・受付管理業務】 ・旧関金町地区における予約型乗合タクシーの運行にあたり、運営協議会を支援し、予約管理システムを活用して予約受付管理業務を担うオペレーター（集落支援員）を2名配置	市	

5 生活環境の整備

① 水道

(1) 現況と問題点

- 本市では、管路や施設等の老朽化が進行しています。また、近年、地震等の災害に備えるため、施設の耐震化が重要視されています。
- 計画的な更新・耐震化が必要ですが、物価上昇の影響等により事業経費が増加する一方で、人口減少に伴う料金収入の減少が課題となっており、将来を見据えた事業経営が求められています。

(2) 対策

ア. 水道水の安定供給

- 新たな水源の開発と既存施設の更新による、安定的な水の供給体制の確保

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

簡易水道事業が抱える課題に対し、「安全」・「強靱」・「持続」を施策目標とし、①取水計画の適正化、②安全な水の確保、③水道施設の耐震化、④災害対策の強化、⑤施設水準の維持・向上、⑥有収率の向上に取り組んでいます。

旧関金町地区においては、清浄な浄水を確保するための取組を優先し、実行していきます。

② 下水道

(1) 現況と問題点

- 本市では、管路や施設等の老朽化が進行しています。また、近年、地震等の災害に備えるため、施設の耐震化が重要視されています。
- 計画的な更新・耐震化が必要ですが、物価上昇の影響等により事業経費が増加する一方で、人口減少に伴う料金収入の減少が課題となっており、将来を見据えた事業経営が求められています。

(2) 対策

ア. 生活排水の適正処理

- 下水道施設の点検・調査に基づく計画的な改築による長寿命化と機能維持
- 地震等に備えた、重要な幹線等の下水道管路の計画的な耐震化の推進

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

下水道施設については、定期的な点検や、今までの修繕履歴に基づいた計画的な修繕を実施することにより、各施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、処理施設の統廃合を検討し、トータルコストの削減を目指します。

③ 廃棄物の減量と適正処理

(1) 現況と問題点

- 国は循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物の排出抑制、廃棄物の再利用等を推進するための施策の実施を地方公共団体の責務としています。
- 県は第10次鳥取県廃棄物処理計画において、市町村におけるプラスチックごみの分別収集・再商品化の実施を新たな目標として掲げています。
- 鳥取中部ふるさと広域連合は、ごみ処理中間施設の老朽化に伴う施設の更新を進めるため、プラスチックの資源循環の加速化等の国の動きに対応する新たな一般廃棄物処理システム基本構想を令和6（2024）年3月に策定し、プラスチック資源の分別収集を令和12（2030）年度までに実施することとしています。
- 1人1日あたりのごみの排出量（令和6（2024）年度）は、令和2（2020）年度と比べて42g減少しており、引き続き、ごみの排出者に環境に配慮した行動を促し、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、適切で安定的な廃棄物処理を行っていく必要があります。
- 本市のリサイクル率（令和5（2023）年度）は、5年前と比べて2.4%向上しており、今後もごみの分別の徹底や資源ごみ団体回収の支援を継続し、ごみのリサイクルを推進する必要があります。

(2) 対策

ア. ごみの排出抑制と資源循環（4R）の推進

- 市民、事業者等への普及啓発・情報提供を通じた資源循環型社会を目指す4Rの意識醸成と行動促進
- 排出量に応じた住民意識改革を促すための、ごみ処理手数料の見直し

イ. 不法投棄対策の推進

- 県や警察等関係機関との連携による不法投棄防止のための監視体制の強化
- 廃棄物の適正処理に関する啓発活動の強化による未然防止

ウ. 広域的な適正ごみ処理体制の確保と連携強化

- 鳥取中部ふるさと広域連合を構成する1市4町で連携した、ごみ処理施設の安定的な運営と減量化・再資源化の促進

(3) 計画

※倉吉市地球温暖化対策実行計画に別途記載

④ 交通安全・防犯

(1) 現況と問題点

- 本市では交通事故の発生件数が減少傾向にありますが、交通事故死者数に占める高齢者や自転車乗車中の割合が増加しており、高齢運転者による死亡事故も増加しています。子どもの事故は学校の登下校時に集中しており、安全対策が求められます。

- 子どもや高齢者の安全を確保するため、交通事故防止に向けた取組や交通安全意識を高める啓発活動を強化するとともに、スクールゾーンやシルバーゾーンなどの交通安全施設の計画的な整備が必要です。
- 消費者被害は多様化・複雑化しており、高齢者だけでなく、全ての消費者への被害拡大が懸念されています。特に、特殊詐欺やSNS型投資詐欺など新たな手口への対応が課題となっています。
- このような状況に対応するため、消費者が被害に遭わないための普及啓発活動や、消費生活相談体制のさらなる充実を図ることが必要です。

(2) 対策

ア. 交通安全意識の向上

- 倉吉警察署等の関係機関と連携した、交通安全運動等の推進による市民の交通安全意識の向上
- 交通安全指導員の確保と資質向上による、地域における安全啓発活動の強化

イ. 消費生活相談体制の強化

- 消費トラブルに関する市民生活相談窓口の設置と中部消費生活センターの運営支援
- 見守りネットワークによる、市民を狙った悪質商法から守る体制の構築

ウ. 消費者トラブルや特殊詐欺防止対策の強化

- 消費生活に関する専門知識を普及するための出前講座の開催支援。
- 教育委員会との連携による消費者教育の推進
- 倉吉警察署と連携した、特殊詐欺予兆情報の迅速な周知

エ. 再犯のない地域社会づくり

- 民間協力者への支援と広報啓発推進
- 再犯防止につながる保健医療や福祉サービスの利用促進
- 就労・住まい、修学支援等による社会復帰の促進
- 関係団体等との連携強化による、効果的な支援体制の構築

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業(過疎 債ソフト分) _防 災・防犯	【交通安全対策事業】	市	

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過疎 債ソフト分）―防 災・防犯	【倉吉地区防犯協議会負担金】	倉吉地区 防犯協議 会	
------------	--	----------------	-------------------	--

⑤ 消防・防災

(1) 現況と問題点

- 近年、気候変動に伴う豪雨災害の増加や、災害の激甚化・頻発化が懸念されています。
- 想定最大規模の洪水浸水深や土砂災害警戒区域など、大雨に関する災害リスクを市民一人ひとりが認識し、各家庭でどのタイミングでどこに避難するかを記した避難計画を作成する必要があります。
- 高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、地域で助け合う共助の取組が求められています。
- 大規模災害に備え、避難所における感染対策や分散避難の呼びかけ、指定避難所の増設による避難スペースの確保が急務です。
- 大規模地震への備えとして、住宅の耐震化、家具の固定、地震保険への加入、簡易トイレや食料・飲料水の備蓄など、自分の身を守る「自助」の取組が必要です。
- 大規模地震に備え、自主防災組織による安否確認リストの作成や連絡網の構築、救助・消火資機材の整備、食料・飲料水の備蓄など、地域で助け合う「共助」の取組を推進する必要があります。
- 洪水浸水区域に所在する要配慮者利用施設には、水防法などにに基づき避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられており、行政として対象施設への指導が求められています。

(2) 対策

ア. 災害リスクの周知及び早期避難の重要性の啓発

- ハザードマップや防災マップ等を活用し、市民へ災害リスクの周知
- 研修等での大雨災害時の早期避難の重要性について啓発

イ. 「自助」「共助」の重要性の普及啓発

- 研修等を通じた、大規模災害直後の「自助」「共助」の重要性の市民啓発の強化
- 自主防災組織に対し、「共助」の取組を促進するための支援と情報提供

ウ. 住民の主体的な防災活動の支援

- 平時及び災害時に「共助」の中心となって活動する、地区防災リーダーの育成支援
- 自主防災組織への資機材整備補助金等の周知と支援
- 住宅等の耐震化への支援による、「自助」の取組の促進

エ. 避難行動要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者名簿の提供・活用及び個別避難計画の策定の推進
- 支え愛マップの作成支援や、要配慮者利用施設への指導助言による避難体制の構築・強化

オ. 緊急避難場所及び避難所の確保及び環境整備

- 民間施設も含めた緊急避難場所や避難所の指定の推進
- 能登半島地震等の教訓を踏まえた、避難者の良好な生活環境の確保

カ. 国土強靱化及び流域治水の推進

- 国土強靱化地域計画に基づく公共施設等の災害耐性の強化
- 浸水常襲地域における内水対策の推進
- 田んぼダムの推進による、流域全体での治水対策の強化

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(5) 消防施設	【鳥取中部ふるさと広域連合負担金】 ・ 消防費・消防庁舎建設費	広域連合	
5. 生活環境の整備	(5) 消防施設	【消防施設整備】 ・ 消火栓、防火水槽、消防団格納庫等の維持管理	市	
5. 生活環境の整備	(5) 消防施設	【消防団消防施設整備】 ・ 消防団及び自主防災組織が使用する小型動力消防ポンプ並びに消防団消防車両の更新整備	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【非常備消防】 ・ 倉吉市消防団員の報酬、費用弁償、研修費用等経費、消防資機材及び装備等に係る経費	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【水防対策】 ・ 水防資機材の整備	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【鳥取県被災者住宅再建等支援基金への拠出】	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【災害対策】 ・ 倉吉市防災会議の開催、災害備蓄物資等の購入、防災に係る各種システムの維持経費	市	

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分） — 防災・防犯	【地域防災力向上対策】 ・地域防災リーダー（防災士）の養成、防 災マップの印刷、自主防災組織防災資機 材整備に対する補助金	市	
------------	---	--	---	--

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

① 子育て環境の確保

(1) 現況と問題点

- 本市の合計特殊出生率は全国、県の数値を上回って推移している一方で、出生数は近年、急速に減少傾向にあります。
- 本市では不妊治療や不育症の費用助成を行っていますが、更なる支援の充実が求められています。
- 令和7（2025）年度中に「倉吉市こども計画」を策定し、次代を担うこどもたちや子育て世帯への支援、子育て環境の整備に取り組むこととしています。
- 市民意識調査では、「子育てに不安を感じている」と答えた市民が過半数を占め、その主な理由に「経済的な不安」が挙げられています。ひとり親家庭では所得水準の低さが課題となっており、経済的に厳しい状況の家庭もあります。
- 子育てへの不安を解消するため、子育て総合支援センターでの育児支援や乳幼児の発達支援、子育て世代包括支援センターによる妊娠初期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築しています。
- 保育ニーズが多様化する中、保育人材の確保や安心安全な保育環境の整備は喫緊の課題です。
- 児童虐待については、関係機関と連携し、こどもの命を守ることを第一に対応するとともに、その発生予防体制の強化が必要です。
- 本市の就業率は全国や県平均を上回っているため、保護者の就業に伴ってこどもの放課後などの居場所の充実が求められています。

(2) 対策

ア. 切れ目のない子育て支援体制の構築

- 妊娠期から子育て期まで包括的かつきめ細やかな子育て支援体制の構築
- 適切な教育・保育施設環境の確保及び質の高いサービス提供
- 地域で子育てを応援し支える機運の醸成

イ. 母子の健康づくり支援

- 産後ケアや家庭訪問などによる産後の母子への支援
- 若い世代に向けた妊娠、出産及び子育てに係る情報提供や啓発

ウ. 特別な支援や配慮を要するこどもや家庭への支援

- 特別な支援や配慮を要するこどもや家庭に対する専門的支援機能の充実
- 経済的な負担を軽減するための支援策の充実

エ. 仕事と家庭、子育ての両立支援

- 多様な働き方に対応した、保育サービスや放課後児童クラブ等の充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【通園バス事業】 ・関金保育園	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【特別保育事業等】 ・延長保育事業、障がい児保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業等	市・民間	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【放課後児童クラブ運営】 ・労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後の適切な遊びや生活の場の提供	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【児童館運営】 ・目的を達成するための各種行事等の企画・運営、施設の管理、保全事務を実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【妊産婦新生児等訪問指導事業】 ・妊産婦、新生児、乳幼児等の家庭を訪問し、必要な支援、情報の提供	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【乳児健康診査事業】 ・3～4か月児、9～10か月児を対象に、医療機関へ委託実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) — 児童福祉	【森・里山等自然保育事業】 ・運営経費の助成	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

関金保育園については、破損等が発生した後に修繕を行う事後保全型から、定期的な点検や、今までの修繕履歴に基づいた修繕計画を策定することにより、決定的な破損が発生する前の段階から手当てを行う予防保全型へと移行します。

この取組を進めていくことで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

なお、関金児童館については、個別計画において、施設存続の有無の判定により改修・更新はし

ないこととしています。

② 高齢者福祉の充実

(1) 現況と問題点

- 総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が増加しており、急速に少子高齢化が進展しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持しながら自立した生活を送るため、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要となっています。
- 包括的な相談・支援体制の整備・充実を進めるとともに、見守り・支え合い活動や生活支援・介護予防支援の着実な実施が求められています。
- 地域包括支援センターや医療機関、介護事業者、行政など関係者が連携し、各生活圏域で切れ目のない在宅医療と介護を提供することが重要です。これに加え、給付の適正化や介護人材の確保にも取り組む必要があります。
- 高齢者が生きがいを持ち、地域の担い手として活躍するためには健康でいることが大切です。そのため、生活支援コーディネーター等が地域と連携し、サロンなどの「通いの場」を充実させ、介護予防を促進することが必要です。
- 認知症の増加に伴い、高齢者の意思や希望が尊重されるよう、成年後見制度の利用を促進する必要があります。

(2) 対策

ア. 高齢者への在宅生活支援体制の確立

- 地域包括支援センターを中心とした包括的かつきめ細かな相談支援
- 地域の実情に応じた見守り・支え合い活動や、生活支援体制の整備

イ. 高齢者の活躍を促す環境づくり

- 高齢者自身が主体的に活動できる居場所や機会の創出
- 就労機会の拡大などによる社会貢献活動への参加促進

ウ. 高齢者の健康維持と介護予防の推進

- フレイル対策など高齢者の健康づくりを促す取組実施
- 介護予防に関する情報提供、地域での自主的な介護予防活動への支援

エ. 高齢者を地域全体で支える体制の強化

- 認知症への正しい理解を広める啓発活動の推進
- 認知症の人や家族等が必要な支援につながる相談体制の整備
- 成年後見制度の利用促進に向けた周知拡大

オ. 介護保険制度の持続可能な運営

- 介護サービスの確保・充実及び介護給付の適正化に資するケアプラン点検体制の整備
- 地域ケア会議等を活用した介護支援専門員支援体制の整備

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分） 高齢者・障害者福祉	【高齢者生活福祉センター管理運営委託】 ・ 高齢者生活福祉センターの管理運営委託（指定管理）	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分） 高齢者・障害者福祉	【包括的支援事業】 ・ 地域の高齢者やその家族を支援する総合相談窓口として事業を委託	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者生活福祉センターについては、民間活力の活用を推進するとともに、将来的にPPP/PFI等の活用を検討し、支出の削減と行政サービスの質の向上を図ります。

③ 障がい者（児）の福祉の充実

(1) 現況と問題点

- 本市では、障がいのある人で障害者手帳を所持している人の数は、やや減少傾向です。障がい別で見ると、身体障がい（身体障害者手帳）がもっとも多く、次いで、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）、知的障がい（療育手帳）となっており、身体障がい、知的障がいは減少傾向、精神障がいは増加傾向です。自立支援医療受給者数（精神通院）も増加傾向にあります。
- 障がいのある人が、地域の中で自らが選択して、望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じたサービス提供体制の確保・充実や、ライフステージに応じた長期的な支援が可能な相談支援体制の整備が必要です。
- 障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労関係機関と連携し、就労移行支援及び定着支援が必要です。
- また、市民意識調査では、障がいのある人が働ける職場が不足していることや、障がいに対する理解が不足していることが課題として挙げられており、このような社会的環境の改善に向け、雇用の場の創出や啓発活動の推進も必要です。

(2) 対策

ア. 福祉施設入所者の地域生活への移行支援

- 対象者が地域で安心して暮らしていただけるため、個別ニーズに対応した居住支援と障害福祉サービスの連携支援

イ. 地域生活支援拠点の機能の充実

- 相談から緊急対応・専門的支援、地域体制構築を集約した地域生活支援機能を担う拠点の整備

ウ. 相談支援体制の充実・強化

- 障がいのある人の意向等を踏まえ、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の連携強化と質の向上
- 各ライフステージに応じた切れ目ない継続的支援の実施

エ. 障がい特性に応じた就労支援

- 就労支援事業所等と連携し、個々の特性に応じた就労支援の実施

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分） — 高齢者・障害者福祉	【障がい者交通費助成事業】 ・障がい者が通所や通院する場合等に費用の一部を助成	市	

④ 健康づくりの推進

(1) 現況と問題点

- 国の「健康日本 21（第三次）」が令和6（2024）年度からスタートする中、倉吉市では「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を推進することで、『健康寿命の延伸』を目指しています。
- 地域に根差した健康づくりの一環として行われる健康教育や健康教室は、コロナ禍により地域で集まる機会自体が減少し、中止や小規模開催が続きましたが、令和5（2023）年度以降、地域活動が再開されています。しかし、メンバーの高齢化や参加人数の減少といった課題が残っています。
- 市のがん検診受診率は、コロナ禍で一時的に低下しましたが、その後回復しつつあります。ただし、がん種別の受診率は依然として県平均を4～8ポイント下回る状況であり、さらなる受診啓発が必要です。

- 高齢者の定期接種には、令和6（2024）年度に新型コロナワクチン、令和7（2025）年度には帯状疱疹ワクチンが加わり、高齢者肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンを含む4種類のワクチン体制が整備されます。
- 市民が健康状態の維持・改善に取り組む環境の整備や、身近な地域で安心して医療を受けられる地域医療・救急医療の充実を求める声が挙げられています。

（2）対策

ア. 生活習慣病の改善

- 健康相談や訪問指導等を通じた生活習慣や食生活改善に向けた個別保健指導
- 介護予防教室や健康教室等を通じた生活習慣や食生活改善に向けた知識・実践方法の普及

イ. 生活習慣病の発生及び重症化予防

- 健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診などの実施体制
- 健診・検診の受診率向上に向けた受診勧奨や意識啓発
- 生活習慣病や予防のための正しい知識や情報の発信

ウ. 健康を支える社会環境の整備

- 民間団体等との連携による働き世代への健康づくり支援
- 地域や地元看護大学、食生活改善推進員等との連携強化による食生活改善促進

エ. ライフステージに応じた健康づくり支援

- 乳幼児期から高齢期まであらゆる世代、個人の成長段階に合わせた切れ目ない健康相談や保健指導の提供

（3）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）—健康づくり	【矢櫃保健指導所】 ・ 関金町矢櫃に保健指導所を設置し、保健師が地域住民に対し保健指導等を実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）—健康づくり	【健康診査】【がん検診】 ・ 地域住民の健康診査の実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）—健康づくり	【インフルエンザ等接種】 ・ 高齢者等の予防接種（高齢者用肺炎球菌・季節性インフルエンザ・新型コロナ・帯状疱疹予防接種）の実施	市	

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分） — 健康づくり	【関金健康農園維持管理】 ・ 農園の運営及び維持管理 関金健康農園	市	
--------------------------------	------------------------------------	--	---	--

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 旧関金町地区においては医療機関が内科医院が1か所、歯科医院が1か所のみであり、住み慣れた地域での治療を受けることができるよう受け入れ体制の充実が求められています。

(2) 対策

ア. 医療体制の充実

- 医師会や中部ふるさと広域連合と連携を図り、夜間や休日にも適切な診療を受けることができる体制の整備

イ. 医療保険制度の安定的な運用

- 基金の活用による保険料の設定
- 医療保険制度の周知と理解促進
- 効果的な保健事業の推進による医療費の適正化

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 民間病院	【休日急患診療所及び病院輪番制病院運営】 ・鳥取県中部ふるさと広域連合に1市4町で 負担金を支払い、休日・夜間における救急 医療体制を確保	鳥取中部 ふるさと 広域連合	

8 教育の振興

① 学校教育

(1) 現況と問題点

- 子どもたちが自らの将来を自身で切り拓けるよう認知能力と非認知能力の育成が求められます。そのために、分かりやすさと主体的・対話的で深い学びが実現された授業実践と、学校教育全体での非認知能力の育成を意識した取組が必要です。
- 子どもたちの発達や特性に即したユニバーサル・デザインの視点を生かした指導・支援の工夫が求められています。
- 不登校未然防止策や、不登校児童生徒に対する関係諸機関の連携協力による支援が必要です。
- 食生活の多様化や家族の多様化による孤食、栄養摂取の偏りに対して、学校給食の充実や食育の推進が求められています。
- 施設の適正な維持管理や、教育D X推進など、充実した教育環境の整備が求められています。
- 児童・生徒の教育を担う教職員の心身の健康のため、勤務の適正化が必要です。
- 児童生徒数減少が顕著であり、今後も小中学校の適正配置の方向性の検討が必要です。
- 地域や社会教育施設等で本物に触れる体験活動を継続したことにより倉吉の良さや特色に対する理解が進み地域への誇りと愛着が育っている半面、将来への希望を持てるようにすることを一層意識したくらしのよさとキャリア教育の推進が求められます。
- 予測不能な社会の中で成長する子どもたちのために、家庭・学校・地域が役割を自覚し、協力することが一層必要です。

(2) 対策

ア. 主体性を培い、創造性を養う学校教育の推進

- 学力向上の推進（認知能力と非認知能力の育成）
- 特別支援教育の充実
- 教育D Xの推進
- 幼児教育の充実

イ. 安心・安全な教育環境の充実

- 組織的・機能的な学校経営
- 安心して教育を受ける機会の推進
- 教育環境の整備充実
- 学校の適正配置のあり方検討

ウ. たくましく健やかな心と体づくりの推進

- 人権尊重社会の担い手づくり
- 不登校対策4つの柱（未然防止・支援・まなびの場確保・ひきこもり傾向への対応）に基づく多様な支援の実施
- 倉吉市いじめ防止対策方針に沿った対応
- 学校給食の充実、食育の推進
- 学校・家庭・地域の役割遂行啓発

エ. ふるさとキャリア教育の推進と未来を創り出す人材の育成

- 倉吉特有の自然、歴史、産業や地域に根付く民俗・文化芸術に触れる機会の充実
- 児童生徒が地域のまちづくりに参画する機会の提供
- 学校教育・社会教育・家庭教育の連携推進
- 鳥取県立美術館を身近な学びの場として活用する効果的な学習機会の創出

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール	【小中学校施設・設備の改修更新】 ・校舎施設整備事業、設備修繕事業、環境整備事業 ・屋内運動場施設整備事業 ・屋外運動場施設整備事業、環境整備事業 プール施設整備事業、設備修繕事業	市	
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 義務教育	【スクールバス運行管理事業】 ・関金小学校スクールバス管理委託料	市	
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 義務教育	【中学校遠距離通学費助成】 ・バス通学定期代金の一部補助	市	

② 社会教育

(1) 現況と問題点

- 日頃から学習活動に取り組んでいる市民の割合は、コロナ禍においても減少することなく増加しており、個人での学習活動が進んでいると思われます。
- 地域では、コロナ禍で行事やイベント、住民同士がつどいともに学び交流する機会がなくなった影響で、従来行われてきた活動等の必要性を問う声の広がり、地域の活動への関わりや他の住民とのつながりを持とうとしない人が増えているのではないかと懸念されています。
- 日頃からスポーツに取り組む市民の割合は横ばいです。アーバンスポーツやレクリエーションスポーツ等スポーツが多様化する中、指導者等の減少、少子化の影響など、団体競技のチーム編成が困難な状況も生じています。
- 図書館は、幅広い年代の市民のニーズに応じ、読書・学習環境を整備しています。また、山上憶良短歌募集や文芸活動を支援するための事業も実施しています。コロナ禍以降、一人当たりの来館回数や貸出冊数が減少したままであり、今後も多様なニーズや知的要求に応えるため、より豊かな蔵書、相談業務やサービス・事業の充実、職員のスキルアップが必要です。

- 博物館の年間利用者数は、特別・企画展は企画内容によって年ごとにばらつきがありますが、近年はやや低迷しています。収蔵品のテーマ性のある展示の展開、鳥取県立美術館を含む他の博物館施設との連携をより一層深めて利用者の回遊を促す必要があります。

(2) 対策

ア. 学習機会の提供と人材育成

- 市民ニーズと必要課題に対応した学習機会の提供
- 地域の創り手として活躍する次世代育成
- 豊かな心を育む図書館の推進
- 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館の推進

イ. 情報提供と連携協働の基点

- 学習活動に関する情報収集と把握及び情報提供と発信
- 社会教育人材（社会教育委員、社会教育士）や社会教育団体との連携と支援
- 地域と学校との連携協働による活動の推進

ウ. 学びやすい環境の整備

- 社会教育施設（図書館、博物館、コミュニティセンター）及び体育施設の施設整備と維持管理

エ. 持続可能な地域の拠点としてのコミュニティセンター（公民館）の機能強化

- 住民相互による対話を通じた学びと交流の推進
- 多様な主体との連携協働による活動の充実
- 施設職員の研修の充実と資質向上
- インターネット等を活用した情報発信の充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(3)集会施設、体育施設__体育施設	【体育館施設LED照明取替】 ・既設照明をLED照明に取替 【体育施設屋根等改修】	市	
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）__生涯学習・スポーツ	【図書館運営事業】 ・図書館システム運用事業 ・図書購入	市	

8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 義務教育	【放課後子ども教室推進事業】 ・学校・家庭・関係団体と連携した体験活動の 実施 ・放課後、学校やコミュニティセンター等の施 設を活用し、学習活動やレクリエーション、 文化活動等を地域住民の協力、児童館との連 携により実施（関金まなび教室、関金わくわ く教室）	関金地区 子どもい きいきプ ラン実行 委員会、 関金児童 館	
----------	---	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

社会教育施設については、民間活力の活用を推進するとともに、将来的にPPP/PFI等の活用を検討し、支出の削減と行政サービスの質の向上を図ります。

また、施設の長寿命化の観点では、事後保全型から予防保全型維持管理への転換を図ることで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

大規模修繕や更新時には、公共施設の複合化・集約化を図りながら社会のニーズに応じて施設機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン化も推進し、利用者の利便性、快適性の向上を図ります。

また、ライフサイクルコストを考慮し、長期にわたり維持管理しやすい施設へと構造や設備の改善を図ります。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

- 人口減少や若年層の都市部への流出、少子・高齢化の進行により集落機能の維持・存続が厳しい現状にあります。
- 生活環境においては集落地内の道路幅員が非常に狭いなどの防災面の不安や交通手段の不足による買い物環境への問題が発生しています。

(2) 対策

ア. 集落支援員の配置

- 地域の担い手不足や若者の移住定住を促進するため集落支援員を配置し、地域の活性化を図る

イ. 買い物環境の確保

- 関金ストアを活用した買い物環境の充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 集落整備	【集落支援員活用事業】 ・ 関金地区振興協議会に集落支援員を配置し、集落巡回・集落点検を通して地域の現状や課題を把握 ・ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化策を検討するとともに取組を支援	関金地区 振興協議 会	

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 国は文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野との連携による文化芸術推進基本計画の策定を推進しており、多くの市民が文化芸術に触れ、活発に文化芸術活動へ参加できる環境づくりが求められています。
- 本市では、「さいとりさし」「関金御幸行列」や「管粥（くだがい）神事」などの伝統文化の継承や、「音楽祭」など市民自らが企画運営する文化芸術活動が行われています。また、博物館では市民が全国レベルの作家の作品を鑑賞する機会を提供しています。
- 文化芸術活動を推進するため、優れた文化・芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民の自主的な文化芸術活動への支援や、その成果を発表できる環境づくりを進める必要があります。
- 博物館の良質な収蔵品に触れる機会を提供していますが、市民や県外の愛好者に届いていないため、広報等PR（発信力強化）の仕組みが必要です。

(2) 対策

ア. 多様な文化芸術活動の振興と伝統文化の継承

- 市民団体等が行う自主的な文化芸術活動への支援と、発表・交流機会の創出
- 地域の文化資産（有形・無形文化財、祭り、伝統芸能等）の価値再認識と、後継者育成支援・啓発

イ. 観光資源とアートの融合

- 観光資源を活用した、アートイベント（光・音・映像など使った体験型イベント等）開催への支援による、観光客の誘致と地域の賑わいの創出。

ウ. 文化施設などの活用促進

- 博物館などの文化施設や拠点を活用した展示、体験学習、講座、鑑賞機会の充実と魅力向上
- 市民にとって身近で、気軽に行ける文化施設・拠点の利便性の向上
- 鳥取県立美術館との連携によるアート周遊の仕組みの構築

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 地域文化振興	【里見ブランド化推進事業】 ・倉吉せきがね里見まつり実施委員会補助 金 ・関金子供歌舞伎保存会補助金	倉吉せき がね里見 まつり実 施委員 会、 関金子供 歌舞伎保 存会	

10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 地域文化振興	【文化芸術活動振興事業】 ・ 関金御幸行列伝承保存会補助金	関金御幸行列伝承保存会	
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 地域文化振興	【元気の出る地域づくり支援事業】 ・ 住民自らの参画による地域の活性化を図るため、地域の特色を活かした取組を行うよう、関金地区振興協議会に対して、交付金を交付	関金地区振興協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設については事後保全型から予防保全型維持管理への転換を図ることで、施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、支出の平準化とトータルコストの削減を目指します。

大規模修繕や更新時には、社会のニーズに応じて施設機能を強化するとともに、ユニバーサルデザイン化も推進することで、利用者の利便性、快適性の向上を図ります。

11 脱炭素化の推進

(1) 現況と問題点

- 国は令和 32 (2050) 年までの脱炭素社会実現を目指し、国民一人ひとりの行動変容を促す「デコ活」などの支援を展開しています。これを受け、倉吉市も令和 4 (2022) 年 3 月に 2050 年ゼロカーボンシティを宣言しました。今後、本市は「脱炭素先行地域」として、国や県と連携しながら、化石エネルギーの利用抑制や再生可能エネルギーの利用拡大を促すモデル事業を推進し、市民・事業者の行動変容を促す必要があります。
- 倉吉市が脱炭素社会の実現に向け、今後も積極的に取組を進めていくためには、市民が気候変動を自分事として捉え、行動変容につながる啓発や支援が重要です。そのため、国や県が実施する住宅の断熱改修、再生可能エネルギー設備の導入支援などと連携し、市民の意識向上を図る必要があります。
- 県中部地区では、PM2.5 濃度の環境基準超過は観測されていませんが、今後も県との連携体制を継続し、PM2.5 濃度の急な上昇が認められた際の注意喚起を迅速に行える体制を維持する必要があります。
- 本市の公共用水域は良好な水質を保っていますが、この状態を維持するためには継続的な取組が求められます。具体的には、公共用水域の水質検査による実態把握を続けるとともに、合併処理浄化槽の設置推進や、浄化槽の適切な維持管理を市民に呼びかけていく必要があります。

(2) 対策

ア. 公共施設の温室効果ガスの削減

- 公共施設での再生可能エネルギーの率先利用等による、市事業の温室効果ガス削減
- 市自らが率先した地球温暖化防止対策の実践による、環境負荷の低減

イ. 脱炭素社会の実現に向けた地域モデルの構築

- 農地の再活用と再生可能エネルギー利用の拡大を図る、営農型太陽光発電の導入
- エネルギー資金の地域内での循環による、地域課題解決への貢献
- 琴浦町、北栄町とともに市出資地域新電力会社等の事業者と進める、脱炭素先行地域の実現に向けた取組の推進

ウ. 気候変動や省エネルギー対策に対する意識の醸成

- 地球温暖化問題への市民一人ひとりの当事者意識を高めるための啓発活動と情報提供
- 気候変動の抑止につながる具体的な行動を促すための、市民や事業者への支援
- 家庭や事業所での省エネルギーに対する取組の啓発

エ. 水環境・大気環境の保全

- PM2.5 の濃度が基準値を超過する可能性がある場合の県と連携した、関係機関や市民への注意喚起
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進及び浄化槽の適切な維持管理（法定検査、保守点検、清掃）の周知・理解促進

(3) 計画

※倉吉市地球温暖化対策実行計画に別途記載

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

① 旧山守小学校

(1) 現況と問題点

- 令和4年(2022年)から民間企業と連携し、利活用を行っていましたが、令和7年(2025年)に事業終了となりました。その後の利活用については現状予定はありません。
- 地域への活力をもたらすため、周辺住民の実情やニーズを踏まえた利活用が期待されています。

(2) 対策

ア. 官民連携による旧山守小学校の活用

- 民間事業者のノウハウを活用し、官民連携となった既存建物・敷地の有効活用により周辺地域への貢献。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	その他	【旧山守小学校活用事業】 ・事業者の公募 ※条件の見直しを検討中	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

旧山守小学校は、民間による利活用が行われるまでは、学校教育施設等の位置づけとなります。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住及び定住 並びに地域間交流 の促進並びに人材 の育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）__ 移住・定住	【定住対策事業】 ・とっとり空き家利活用協議会負担金 ・移住定住者住宅取得支援補助金 ・移住定住推進活動費補助金 ・空き家利活用流通促進事業費補助金 ・定住希望者受け入れ事業交付金 ・移住定住促進空き家取得事業支援助成金 ・移住定住促進空き家物件事業費補助金 （賃貸物件家財処分費助成金） ・移住定住促進空き家物件事業費補助金 （賃貸物件家賃等助成金） ・移住就業支援事業交付金 ・移住定住相談員の設置 ・団体主催の移住定住相談会負担金	市	
1. 移住及び定住 並びに地域間交流 の促進並びに人材 の育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過疎 債ソフト分）__移 住・定住	【広域連携婚活事業費負担金】	広域連合	
1. 移住及び定住 並びに地域間交流 の促進並びに人材 の育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過疎 債ソフト分）__移 住・定住	【地域で取り組む結婚に向けた出会いの機会 等創出事業費補助金】 ・結婚を希望する者への個別対応 ・結婚に向けた出会いの場の創出	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 （過疎債ソフト 分）__第1次産業	【鳥取梨生産振興事業】 ・梨新品種の生産拡大のための機械・施設の 導入に対する補助	J A鳥取 中央・農 業者等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 （過疎債ソフト 分）__第1次産業	【鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推 進事業】 ・県開発の低コストハウスの導入を支援	J A鳥取 中央・農 業者等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 （過疎債ソフト 分）__第1次産業	【担い手規模拡大促進事業】 ・認定農業者等が農振農用地区域内の農地に ついて3年以上の農地の賃貸借権設定を 行った場合に助成	認定農業 者等	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【特産品生産振興対策事業】 ・果樹共済掛金、農業収入保険掛金（果樹相当部分）に対する補助 果樹共済加入掛金補助金 収入保険掛金補助金	鳥取県農業共済組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【就農条件整備事業】 ・認定新規就農者が就農時から5年以内に行う機械・施設の導入に対する補助	認定新規就農者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【就農応援交付金事業】 ・認定新規就農者（45歳以上）に対し、就農初期の負担軽減の措置を講じ、自立を支援	認定新規就農者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【農業次世代人材投資事業】 ・経営が不安定な就農後5年間の所得を確保するための資金を交付	認定新規就農者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【農地集積・集約化対策事業】 ・機構集積協力金交付事業 担い手への農地集積・集約化に協力する地域や農業者に対し、協力金を交付 ・地域集積協力金 地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付	農業者・集落等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【親元就農促進支援交付金事業】 ・地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の親族の当該経営体への就農を促進	認定農業者等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【園芸産地活力増進事業】 ・地域の特色を活かした特産物を育成する試験的な取り組みを支援	J A鳥取中央等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【集落営農体制強化支援事業】 ・集落営農組織が行う農業用機械・施設の導入等に必要経費の支援	集落営農組織	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【定年帰農者等支援事業】 ・早期退職等を迎えた人（定年帰農者等）のうち、本格的に農業を始める意思のある者を新たな担い手として捉え、技術習得や就農初期に係る経費を支援	農業者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【園芸産地未来づくり産地パワーアップ事業】 ・鳥取型低コストハウス等で栽培する高収益作物の生産性向上のための取組を支援	J A鳥取中央等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【畜産振興対策事業】 ・優良乳用牛改良のための精液購入費、ET受精卵購入助成金 ・肉用牛肥育経営安定対策事業による基金造成に伴う生産者負担金助成 ・母牛の空胎期間短縮のための妊娠鑑定に係る費用の助成	J A鳥取中央等	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【鳥取和牛振興総合対策事業】 ・担い手の増頭に対する緊急支援	J A鳥取中央	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【鳥獣被害総合対策事業】 ・捕獲奨励金 ・侵入を防ぐ対策に対する補助 ・個体数を減らす対策に対する補助	市・集落ほか	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【漁業研修事業】 ・新規就業希望者を新たに雇用する漁業経営体に対してその経費を助成	事業者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【遊休農地解消対策事業】 ・遊休農地の発生防止及び解消を図るため、遊休農地を再生するための経費の一部を助成	農業者	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【森林整備担い手育成対策】 ・森林整備の担い手である林業労働者を育成・確保するため、社会保険料の事業主負担の一部を補助	森林組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【林業労働者福祉向上推進】 ・(公財)鳥取県森林担い手育成財団の取り扱う共済年金及び年末一時金の支給に要する経費の一部を補助	(公財)鳥取県森林担い手育成財団	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【きのこ王国とっとり推進事業】 ・椎茸原木等購入支援 ・安全労働確保支援 ・きのこ王国鳥取推進事業費補助金	生産部・個人	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【造林】 ・松林保護樹林帯緊急造成事業 ・竹林整備事業 ・森林整備意向調査及び森林経営管理計画作成業務	林業事業体・森林組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【農林業振興施設保全管理】 ・旧関金町地区内にある農林業振興地域（明高__農村女性の家、泰久寺__転作促進研修施設）の保全管理	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __第1次産業	【緊急間伐】 ・間伐された材について林内からの搬出に対する補助	森林組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【企業立地促進事業】 ・工場の新設又は増設を行う事業に対し、投資額の規模及び増加常時雇用労働者数に応じて支援	民間企業	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【工業団地再整備事業】 ・新たな企業を誘致するため、工業団地のうち使用されていない区画を再整備	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【テレワーク・サテライトオフィス整備事業】 ・サテライトオフィスを開設するための賃借料、機械設備取得等の経費を支援	個人事業者・民間企業	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【出店支援事業】 ・空き家、空き店舗を活用して新規出店を行うための準備費用、家賃等の経費を補助	個人事業者	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【商業街路灯維持費補助金】 ・本市の交通安全及び防犯並びに商工業の活性化及び観光の振興に寄与するため、商業街路灯の適切な管理に要する経費を補助	街路灯組合	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【市場開拓支援事業】 ・市内中小企業者のビジネス機会を広げるため、商品・製品・技術を売り込むための商談会、展示会等に出展する経費の一部を助成	民間企業	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (過疎債ソフト分) __商工業・6次産業化	【移住就職者確保支援】 ・倉吉市移住就職者支援事業費補助金 ・倉吉市インターンシップ支援事業費助成金 ・倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __企業誘致	【企業誘致】 ・市内外の企業訪問による企業誘致活動、立地に対する補助金の交付を行うことにより企業立地を促進	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【観光施設維持管理事業】 ・倉吉市せきがね温泉宿泊施設指定管理運営事業 ・指定管理者経営支援事業	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【観光関連団体助成事業】 ・関金温泉まつり開催費補助金	NPO法人	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 ・大山山麓・日野川流域観光推進協議会負担金	任意協議会	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 ・農村滞在型地域創造事業費補助金(民泊環境整備)	民泊農家	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __観光	【地域資源観光活用事業】 ・農村型体験旅行推進事業費補助金	任意協議会	

2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 観光	【地域資源観光活用事業】 ・旧国鉄倉吉線廃線跡保全管理	市	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 観光	【観光関連団体助成事業】 ・関金温泉観光コンシェルジュ推進事業 ・旧関金町地区を発着点とした観光ツアー造成事業	観光団体	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 公共交通	【関金地区乗合タクシー待合環境維持管理事業】 ・乗合タクシーの待合場所として利用されている関金庁舎について、利用者の待機環境の向上及び地域の拠点機能の充実を図るため、施設の維持管理を実施	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 公共交通	【倉吉市バス運行対策費補助金】 ・路線バス関金(明高線)・関金山口線の運行費用赤字部分を補填	市	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 公共交通	【予約型乗合タクシーの運行】 ・旧関金町地区において、公共ライドシェアを活用して予約型乗合タクシーの運行を実施	任意協議会	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 公共交通	【予約型乗合タクシーの予約・受付管理業務】 ・旧関金町地区における予約型乗合タクシーの運行にあたり、運営協議会を支援し、予約管理システムを活用して予約受付管理業務を担うオペレーター(集落支援員)を2名配置	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 防災・防犯	【交通安全対策事業】	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 防災・防犯	【倉吉地区防犯協議会負担金】	倉吉地区防犯協議会	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業(過疎債ソフト分) __ 防災・防犯	【非常備消防】 ・倉吉市消防団員の報酬、費用弁償、研修費用等経費、消防資機材及び装備等に係る経費	市	

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【水防対策】 ・水防資機材の整備	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【鳥取県被災者住宅再建等支援基金への拠 出】	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【災害対策】 ・倉吉市防災会議の開催、災害備蓄物資等 の購入、防災に係る各種システムの維持 経費	市	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 防災・防犯	【地域防災力向上対策】 ・地域防災リーダー（防災士）の養成、防 災マップの印刷、自主防災組織防災資機 材整備に対する補助金	市	
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 児童福祉	【通園バス事業】 ・関金保育園	市	
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 児童福祉	【特別保育事業等】 ・延長保育事業、障がい児保育事業、一時預 かり事業、休日保育事業、病児・病後児保 育事業等	市・民間	
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 児童福祉	【放課後児童クラブ運営】 ・労働等により保護者が昼間家庭にいない小 学校就学児童に対し、授業終了後の適切な 遊びや生活の場の提供	市	
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 児童福祉	【児童館運営】 ・目的を達成するための各種行事等の企画・ 運営、施設の管理、保全事務を実施	市	
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 児童福祉	【妊産婦新生児等訪問指導事業】 ・妊産婦、新生児、乳幼児等の家庭を訪問し、 必要な支援、情報の提供	市	
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 児童福祉	【乳児健康診査事業】 ・3～4か月児、9～10か月児を対象に、医 療機関へ委託実施	市	

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 児童福祉	【森・里山等自然保育事業】 ・運営経費の助成	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 高齢者・障害者福祉	【高齢者生活福祉センター管理運営委託】 ・高齢者生活福祉センターの管理運営委託（指定管理）	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 高齢者・障害者福祉	【包括的支援事業】 ・地域の高齢者やその家族を支援する総合相談窓口として事業を委託	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 高齢者・障害者福祉	【障がい者交通費助成事業】 ・障がい者が通所や通院する場合等に費用の一部を助成	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 健康づくり	【矢櫃保健指導所】 ・関金町矢櫃に保健指導所を設置し、保健師が地域住民に対し保健指導等を実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 健康づくり	【健康診査】【がん検診】 ・地域住民の健康診査の実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 健康づくり	【インフルエンザ等接種】 ・高齢者等の予防接種（高齢者用肺炎球菌・季節性インフルエンザ・新型コロナ・帯状疱疹予防接種）の実施	市	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 健康づくり	【関金健康農園維持管理】 ・農園の運営及び維持管理 関金健康農園	市	
7. 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分）— 民間病院	【休日急患診療所及び病院輪番制病院運営】 ・鳥取県中部ふるさと広域連合に1市4町で負担金を支払い、休日・夜間における救急医療体制を確保	鳥取中部ふるさと広域連合	

8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 義務教育	【スクールバス運行管理事業】 ・ 関金小学校スクールバス管理委託料	市	
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 義務教育	【中学校遠距離通学費助成】 ・ バス通学定期代金の一部補助	市	
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 生涯学習・スポー ツ	【図書館運営事業】 ・ 図書館システム運用事業 ・ 図書購入	市	
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 義務教育	【放課後子ども教室推進事業】 ・ 学校・家庭・関係団体と連携した体験活動の 実施 ・ 放課後、学校やコミュニティセンター等の施 設を活用し、学習活動やレクリエーション、 文化活動等を地域住民の協力、児童館との連 携により実施（関金まなび教室、関金わくわ く教室）	関金地区 子どもい きいきプ ラン実行 委員会、 関金児童 館	
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（過疎 債ソフト分）—集 落整備	【集落支援員活用事業】 ・ 関金地区振興協議会に集落支援員を配置 し、集落巡回・集落点検を通して地域の 現状や課題を把握 ・ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化 策を検討するとともに取組を支援	関金地区 振興協議 会	
10. 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 地域文化振興	【里見ブランド化推進事業】 ・ 倉吉せきがね里見まつり実施委員会補助 金 ・ 関金子供歌舞伎保存会補助金	倉吉せき がね里見 まつり実 施委員 会、 関金子供 歌舞伎保 存会	
10. 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（過 疎債ソフト分）— 地域文化振興	【文化芸術活動振興事業】 ・ 関金御幸行列伝承保存会補助金	関金御幸 行列伝承 保存会	

10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト分） — 地域文化振興	【元気の出る地域づくり支援事業】 ・住民自らの参画による地域の活性化を図るため、地域の特色を活かした取組を行うよう、関金地区振興協議会に対して、交付金を交付	関金地区振興協議会	
--------------	-------------------------------------	--	-----------	--